

第8次足利市総合計画

# 前期基本計画

令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

足 利 市

# 《目 次》

## Ⅱ 基本計画

### 第1部 はじめに

---

1 基本計画の性格 .....	3
2 各種計画の位置付け .....	3
3 基本計画の体系 .....	4
4 SDGsの推進 .....	5

### 第2部 重点プログラム

---

1 重点プログラムの構成 .....	8
2 チャレンジの視点 .....	8
3 重点プログラム	
プロジェクト1 .....	10
プロジェクト2 .....	12
プロジェクト3 .....	14
プロジェクト4 .....	16
プロジェクト5 .....	18

### 第3部 分野別計画

---

1 分野別計画の構成 .....	22
2 分野別計画	
第1章 教育・文化 .....	23
第2章 産業・観光 .....	43
第3章 健康・福祉 .....	55
第4章 都市基盤 .....	67
第5章 環境・安全 .....	83
第6章 都市経営 .....	95

## Ⅱ 基本計画

### 第1部 はじめに

#### 1 基本計画の性格

この基本計画は、基本構想で掲げる将来都市像を実現するための基本的な方針と、具体的な施策を明らかにしたものです。特に重点的、戦略的に取り組むべき施策を分野横断的に抽出した「重点プログラム」と、各分野における施策を体系的にまとめた「分野別計画」に分かれています。

基本計画の期間は、基本構想の8年間(令和4(2022)年度～令和11(2029)年度)を前期・後期に分け、各4年間とします。なお、前期4年間で踏まえて、後期4年間で策定することとします。

#### 2 各種計画の位置付け

##### 1) 足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略

急激な人口減少を可能な限り抑制し、足利らしい地方創生を実現するために策定する「足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本基本計画の「重点プログラム」を「第2期足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けることとします。

##### 2) 第8次足利市行政改革大綱

本市の行財政運営を効率的かつ効果的に推進するための指針である「足利市行政改革大綱」については、本基本計画の第6章「都市経営」の第3節から第5節までを「第8次足利市行政改革大綱」として位置付けることとします。

第8次足利市行政改革大綱の計画期間は、基本構想と同一の8年間とし、後期基本計画の策定に合わせ、4年間で見直すものとします。

##### 3) 足利市国土強靱化地域計画

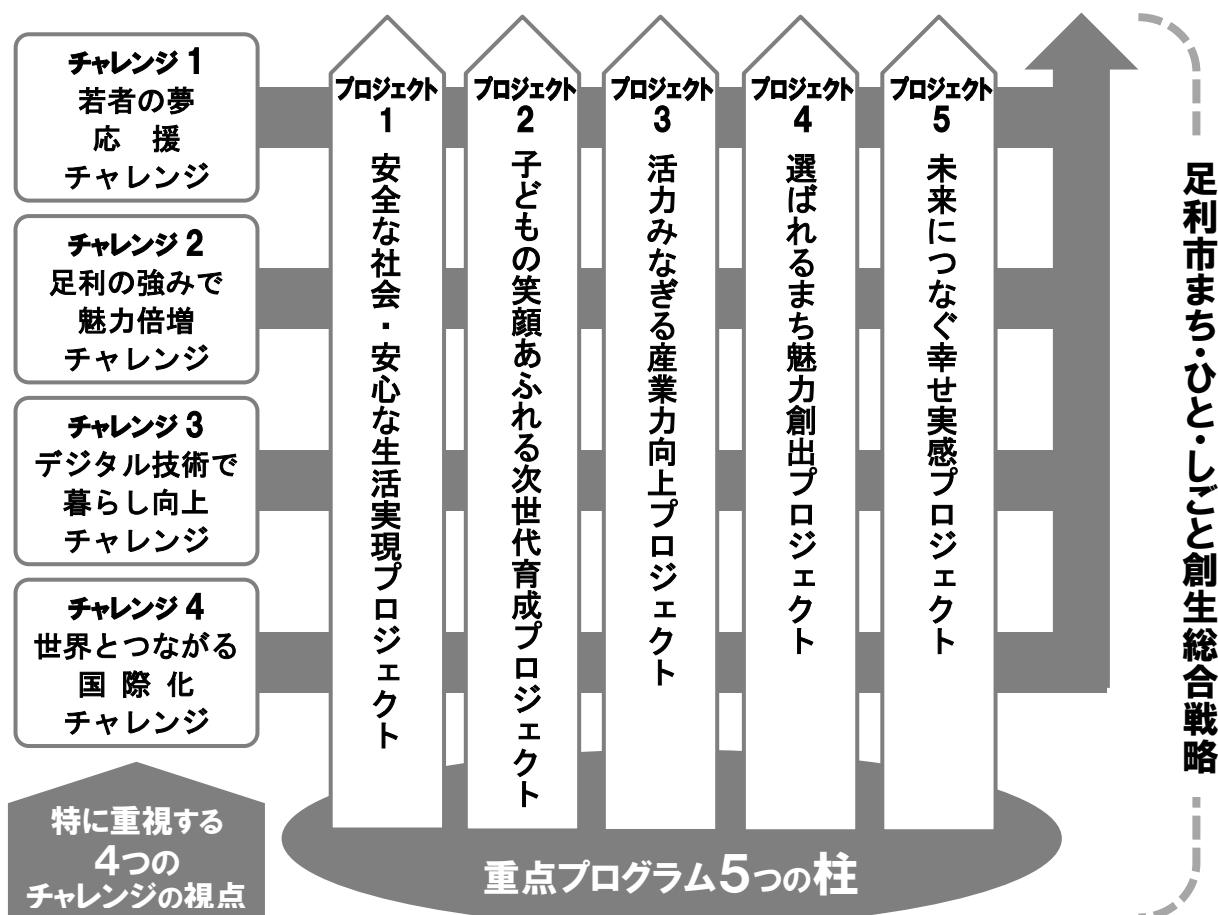
大規模自然災害などに備えた強靱なまちづくりを総合的かつ計画的に推進する「足利市国土強靱化地域計画」については、重要業績評価指標を本基本計画の指標から抽出して設定し、一体的に進捗管理を行います。

### 3 基本計画の体系

基本計画の体系は以下の図のとおりです。

将来都市像

誇り高く <sup>ひと※</sup>仁を育み 挑戦し続けるまち足利  
～次代の子どもたちに、今の私たちがつなぐ未来～



※「仁」には、<sup>ひと</sup>足利学校のあるまちとして、孔子の教えである人を思いやり、いつくしむ「仁」の心を大切にし、次代を担う人材(ひと)を育む思いを込めています。

## 4 SDGsの推進

SDGsは平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、令和12(2030)年を達成期限として、17の目標が設定されています。地球上の「誰一人取り残さない」ことを目的に、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対して、統合的に取り組む必要性が示されています。

国では、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置して、目標達成のための取組を進めており、地方自治体においても積極的な推進を要請しています。

本市がこれまで取り組んできたまちづくりは、SDGsの理念や目標と一致するものであり、引き続き、本総合計画に則ったまちづくりを進めることで、SDGsの達成に寄与していきます。また、本市のまちづくりとSDGsの関わりを分かりやすく示すため、基本計画において各施策とSDGsとの結びつきを以下のアイコンで表記しています。

### 17の目標の詳細（出典：外務省）

 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> <p>すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長と、すべての人々の完全かつ生産的な雇用と、働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p> <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## Ⅱ 基本計画 第2部

# 重点プログラム

---

### 1 重点プログラムの構成

### 2 チャレンジの視点

### 3 重点プログラム

#### プロジェクト1

安全な社会・安心な生活実現プロジェクト

#### プロジェクト2

子どもの笑顔あふれる次世代育成プロジェクト

#### プロジェクト3

活力みなぎる産業力向上プロジェクト

#### プロジェクト4

選ばれるまち魅力創出プロジェクト

#### プロジェクト5

未来につなぐ幸せ実感プロジェクト

## 第2部 重点プログラム

### 1 重点プログラムの構成

重点プログラムは、分野別計画の中から、特に重点的に、戦略的に取り組むべき施策を分野横断的に抽出し、目的別にまとめたものです。

以下の5つのプロジェクトで構成します。

- プロジェクト1 安全な社会・安心な生活実現プロジェクト
- プロジェクト2 子どもの笑顔あふれる次世代育成プロジェクト
- プロジェクト3 活力みなぎる産業力向上プロジェクト
- プロジェクト4 選ばれるまち魅力創出プロジェクト
- プロジェクト5 未来につなぐ幸せ実感プロジェクト

各プロジェクトは「ねらい」「取組」「施策」「指標」から成り、各施策の詳細は、分野別計画において記載しています。

### 2 チャレンジの視点

本基本計画では、将来都市像の実現に向け、あらゆる施策や事業を立案するにあたり、特に重視する「チャレンジの視点」を設けました。以下の4つの視点を重視し、時代の潮流を的確に捉えながら、足利ならではの施策や事業を展開し、各プロジェクトを推進します。

#### (チャレンジ1) 若者の夢応援チャレンジ

本市では20歳代を中心とした市外転出が目立っています。まちの活力を維持するためには、若い世代の活躍が欠かせません。こうした若い世代の定住や、地方志向における移住の促進に向けて、若者が足利で夢に挑戦し、叶え、活躍できるよう、あらゆる分野で支援を行います。



## (チャレンジ2) 足利の強みで魅力倍増チャレンジ

本市には豊かな自然と深い歴史があり、薫り高い文化が根付いています。そのほか人や食、製造品、観光施設など、誇るべきものがたくさんあります。本市のあらゆる強みを伸ばし、活かし、発信することで、まちの発展につなげます。

## (チャレンジ3) デジタル技術で暮らし向上チャレンジ

デジタル技術の進展は、産業における担い手不足、交通弱者の増加、医療や教育などの地域間格差など、様々な社会課題の解決につながるものと期待されています。その動きは、新型コロナウイルス感染症の影響により、加速度を増しています。こうした技術の活用により、企業活動や市民生活、新たな日常への対応など、あらゆる分野での生産性、利便性を高めていきます。

## (チャレンジ4) 世界につながる国際化チャレンジ

世界経済の動向は、国境を越えて地球規模で展開されています。また、ICTの進展により、社会的、文化的交流もグローバル化が進んでいます。本市においても持続的な発展のため、経済交流や多文化共生など、あらゆる分野で海外を視野に入れていきます。

※4つのチャレンジの視点と特に関連が強い施策には下のマークを示しています。



重点プログラム プロジェクト1



■ ■ ■ 安全な社会・安心な生活実現プロジェクト ■ ■ ■

プロジェクトのねらい		
<p>新型コロナウイルスなどの感染症や大規模な地震、風水害、火災などの災害、さらには、交通事故、各種犯罪など、市民の安全安心な生活を脅かす様々な危険性から、市民の生命、財産を守り、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。</p>		
取組		
1 感染症予防とまん延防止	<p>新感染症等が発生した場合、関係機関などと連携し、検査や予防接種等を実施するとともに、感染まん延防止に向けた正確な情報発信、自発的な予防対策のための正しい知識の普及等を図ります。</p>	
	施策	1 感染症などのまん延防止対策の実施 第3章 第5節 施策4-1
		2 感染拡大防止の啓発 第3章 第5節 施策4-2
		3 感染症予防対策の実施 第3章 第5節 施策4-3
2 災害に強いまちづくり	<p>災害から市民の生命と財産を守るため、消防団や自主防災会、事業者と連携し、地域防災力向上と危機管理体制強化を推進するほか、災害に強い都市基盤を整備します。</p>	
	施策	1 地域防災力の向上 第5章 第3節 施策1-1, 2
		2 危機管理体制の強化 第5章 第3節 施策2-1, 2
		3 消防組織・体制の充実 第5章 第4節 施策1-1
		4 中橋周辺の堤防かさ上げに伴う中橋の架け替えの推進 第4章 第4節 施策1-3
		5 治水対策（河川の改修、適切な維持管理） 第4章 第6節 施策1-1, 2
		6 市内企業の事業継続に向けた計画策定支援 第2章 第1節 施策2-1
3 交通安全、防犯環境の整備	<p>地域の安全・安心を確保するため、警察や防犯協会をはじめとする関係機関・団体と連携した交通安全対策や防犯対策を推進するとともに、空家対策や消費者教育を推進し、交通事故や犯罪を未然に防ぐ環境を整備します。</p>	
	施策	1 警察や防犯協会などとの連携 第5章 第5節 施策1-1
		2 生活道路・通学路の交通安全対策 第5章 第5節 施策3-1, 2
		3 犯罪の起こりにくい環境整備 第5章 第5節 施策3-5
		4 適切に管理が行われていない危険な空家などの対応 第4章 第7節 施策2-1
		5 悪質商法や特殊詐欺の被害防止のための消費者教育の充実 第5章 第6節 施策1-1

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年	基準値 令和2(2020)年	目標値 令和7(2025)年
○地区防災計画策定自主防災会数 第5章 第3節	—	—	20団体
○人口1万人当たりの人身交通事故件 数県内市別順位 第5章 第5節	11位/14市	9位/14市	5位以内/14市
■防災リーダー認定者数 第5章 第3節	1,961人	1,961人	2,160人
■消防防災情報メール登録者数 第5章 第4節	12,509人	13,422人	18,000人
■特定空家等累計解体件数 第4章 第7節	40件	77件	128件

本重点プログラムは「足利市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を兼ねることから  
○印は総合戦略上の数値目標、■印は総合戦略上のKPIになります。

重点プログラム プロジェクト2



■ ■ ■ 子どもの笑顔あふれる次世代育成プロジェクト ■ ■ ■

プロジェクトのねらい	
<p>安心して結婚、出産、子育てができる環境をつくり、切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、小・中学校での教育環境の充実、学力向上を図り、未来を担う子どもたちがのびのびと育つまちづくりを進めます。</p>	
取組	
1 結婚・出産へのサポート体制の充実	<p>相談窓口である「とちぎ結婚支援センター足利」を充実させるなど、出会いの機会の提供に努めるとともに、妊娠を希望する方への支援や、安心して妊娠・出産・産後の育児ができるよう、支援体制を充実させます。</p>
施策	<p>1 結婚へのサポート体制の充実 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">若者 チャレンジ</span> 第3章 第1節 施策1-1</p>
	<p>2 結婚を後押しする支援 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">若者 チャレンジ</span> 第3章 第1節 施策1-2</p>
	<p>3 産前・産後のサポート体制の充実 第3章 第1節 施策1-3</p>
2 子育てしやすい環境づくり	<p>親子が健やかに暮らせるよう、健康の保持増進を図るとともに、子育てに関する相談体制や経済的支援、環境づくりを充実させ、子どもたちの健全な育成を支援します。</p>
施策	<p>1 母子の健康の保持・増進 第3章 第1節 施策2-1</p>
	<p>2 多様な子育て支援サービスの充実 第3章 第1節 施策2-2</p>
	<p>3 放課後児童対策の推進 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">若者 チャレンジ</span> 第3章 第1節 施策2-4</p>
	<p>4 仕事やその他の活動との両立を可能にする環境の充実 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">若者 チャレンジ</span> 第1章 第9節 施策2-3</p>
	<p>5 都市公園の整備 第4章 第5節 施策1-1</p>
3 自ら学ぶ力や豊かな心を育む教育の充実	<p>子どもたちの自ら学び、自ら考える力を育み、学力向上に努めるとともに、自然体験や読書活動の推進などにより、豊かな人間性や社会性を育みます。</p>
施策	<p>1 学びの教育の充実 第1章 第1節 施策1-1</p>
	<p>2 心の教育の充実 第1章 第1節 施策1-2</p>
	<p>3 小中一貫した教育の推進 第1章 第1節 施策2-1</p>
	<p>4 子どもの未来を切り拓く力を育む学習の推進 第1章 第2節 施策1-3</p>
	<p>5 読書活動の推進 第1章 第2節 施策1-4</p>

指 標			
目 標 名	参考値 令和元(2019)年	基準値 令和2(2020)年	目標値 令和7(2025)年
○合計特殊出生率 第3章 第1節	1.39	1.15	1.56
○「課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいる」児童生徒の割合 第1章 第1節	76.8%	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	79.8%
■結婚支援センター登録者数 第3章 第1節	49人	88人	138人
■放課後児童クラブ設置数 第3章 第1節	53箇所	53箇所	57箇所

本重点プログラムは「足利市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を兼ねることから  
○印は総合戦略上の数値目標、■印は総合戦略上のKPIになります。

重点プログラム プロジェクト3



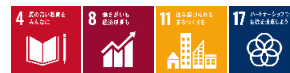
■■■ 活力みなぎる産業力向上プロジェクト ■■■

プロジェクトのねらい	
<p>産業力を向上させるため、産業団地の開発及び企業の誘致を進めるとともに、足利で夢を叶える創業支援や多様な働き方の促進、農林業の新たな担い手確保、先端技術の導入支援など、活力みなぎるまちをつくります。</p>	
取組	
1 新たな産業団地の開発と企業誘致の推進	(仮称)あがた駅北産業団地の造成を進めるとともに、新たな産業系用地の開発に取り組みます。また、関係機関と連携し、民間未利用地を活用して市内外から企業の誘致を推進します。
施 1 産業系用地の開発	第2章 第1節 施策4-1
策 2 企業誘致の推進	第2章 第1節 施策4-2
2 創業・就労・就農支援	創業希望者や就業・就農希望者に対する支援を進めます。また、キャリアアップや女性の活躍を支援し、足利で叶える夢を応援します。
施 1 創業支援体制の充実	<b>若者チャレンジ</b> 第2章 第2節 施策3-1
2 就業希望者への就労支援	<b>若者チャレンジ</b> 第2章 第5節 施策1-1
施 3 認定農業者や新規就農者などの確保・育成	<b>若者チャレンジ</b> 第2章 第3節 施策1-1
策 4 歴史と文化を活かした魅力ある商業の創出	<b>若者チャレンジ</b> 第2章 第2節 施策4-1
5 技術・技能習得の支援	第2章 第1節 施策3-2
6 働く場における男女平等の推進	第1章 第9節 施策2-1
3 産業の成長支援	技術的支援や相談対応のほか、先端技術の導入を図るなど、生産性の向上や経営の安定化を推進します。
施 1 地場産業の技術力・生産性の向上	第2章 第1節 施策1-1
2 先端産業分野の導入	<b>デジタルチャレンジ</b> 第2章 第1節 施策1-2
施 3 個店の体質強化	第2章 第2節 施策1-2
策 4 個店同士の新たな連携活動の支援	第2章 第2節 施策1-4
5 農業生産基盤の整備とICTなどによる効率化の推進	<b>デジタルチャレンジ</b> 第2章 第3節 施策2-2
6 高品質な農産物の安定出荷と安全・安心の確保	第2章 第3節 施策3-1

4	地場産品のブランド化、販路の拡大	工業製品や農産物などの地場産品に関する国内外の展示会への出店や情報発信などを支援するとともに、ブランド化を進め、販路の拡大を推進します。また、国内、海外との交流を進めます。		
	施策	1 工業製品の発信力の強化		第2章 第1節 施策1-6
		2 農産物のブランド化		第2章 第3節 施策3-2
		3 国内・海外との経済交流の促進		第2章 第1節 施策1-7
<b>指 標</b>				
指 標 名		参考値 令和元(2019)年	基準値 令和2(2020)年	目標値 令和7(2025)年
○製造品年間出荷額 第2章 第1節		—	令和元(2019)年 3,876億円	令和6(2024)年 3,926億円
○認定新規就農者数 第2章 第3節		6人	4人	計画期間中累計 24人
■海外取引などの出展企業・団体数 第2章 第1節		12社	17社	計画期間中累計 60社
■空き用地への年間立地件数 第2章 第1節		2件	2件	計画期間中累計 8件
■遊休資産等活用促進事業を利用した店舗立地 第2章 第2節		1件	5件	計画期間中累計 20件
■主要園芸品目の令和2年度からの単収増加率(単収:10a当たりの収穫量) 第2章 第3節		109.5%	100.0%	110.0%

本重点プログラムは「足利市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を兼ねることから  
○印は総合戦略上の数値目標、■印は総合戦略上のKPIになります。

重点プログラム プロジェクト4



■ ■ ■ 選ばれるまち魅力創出プロジェクト ■ ■ ■

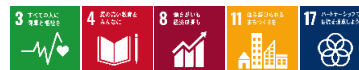
プロジェクトのねらい	
<p>歴史や文化など、本市の豊富な地域資源を磨き上げ、その魅力を国内外に広く発信するとともに、市民が郷土を誇りに思う気持ちを醸成し、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思われるまちをつくります。</p>	
取組	
<p>1 効果的な情報発信とシビックプライドの醸成</p>	<p>本市の魅力を様々な媒体を活用し、効果的な情報発信を行うとともに、本市ゆかりの方々との連携し、ブランドイメージの向上に取り組めます。</p>
<p>施 策</p>	<p>1 効果的な情報発信とシビックプライドの醸成 <b>強み</b> チャレンジ 第6章 第2節 施策1-1</p> <p>2 足利ゆかりの人材との連携 <b>強み</b> チャレンジ 第6章 第2節 施策1-2</p>
<p>2 移住・定住の促進と関係人口の創出</p>	<p>若者の視点やアイデアを活かしたまちづくり活動を支援するなど、本市の地域活動に関わりたい人々を積極的に受け入れて関係人口の増加を図ります。さらには移住希望者へのきめ細やかな対応や継続的なサポートで移住・定住の促進を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p>1 移住・定住の促進 <b>若者</b> チャレンジ 第6章 第2節 施策2-1</p> <p>2 関係人口の増加 第6章 第2節 施策2-2</p> <p>3 若者のまちづくり活動への支援 <b>若者</b> チャレンジ 第6章 第2節 施策2-3</p> <p>4 住宅地の開発と分譲 第4章 第7節 施策1-1</p> <p>5 優良な空家などの利活用の促進 第4章 第7節 施策2-2</p>
<p>3 足利ならではの魅力創出による観光誘客</p>	<p>足利ならではの観光資源を磨き上げ、その魅力を国内外に発信するとともに、着地型観光やマイクロツーリズムなど、観光需要に合わせた事業を展開し、観光客の満足度向上につなげます。</p>
<p>施 策</p>	<p>1 足利ならではの観光資源の磨き上げ <b>強み</b> チャレンジ 第2章 第4節 施策1-1</p> <p>2 着地型観光の促進 第2章 第4節 施策1-2</p> <p>3 マイクロツーリズムの促進 第2章 第4節 施策1-3</p> <p>4 外国人旅行客の受入体制の整備と誘客促進 <b>国際化</b> チャレンジ 第2章 第4節 施策2-5</p> <p>5 広域観光の推進 第2章 第4節 施策3-2</p>



4 歴史と文化を活用したまちづくり	史跡足利学校をはじめとした豊富な文化財や、歴史薫る景観を活かしてまちの魅力を高めます。			
	施策	1 足利学校の活用の推進	<b>強み チャレンジ</b> 第1章 第6節 施策3-3	
		2 日本遺産の魅力の発信	第1章 第6節 施策5-2	
		3 文化財への理解促進	第1章 第6節 施策1-3	
		4 足利の顔となる景観重点地区の都市景観づくり	<b>強み チャレンジ</b> 第4章 第2節 施策2-1	
<b>指 標</b>				
<b>指 標 名</b>		<b>参考値 令和元(2019)年</b>	<b>基準値 令和2(2020)年</b>	<b>目標値 令和7(2025)年</b>
○相談事業を経た年間移住者数 第6章 第2節		32人	41人	66人
○年間観光客入込数 第2章 第4節		486万人	300万人	550万人
■市公式SNS登録者数 第6章 第2節		16,352人	19,450人	62,900人
■年間観光客宿泊数 第2章 第4節		32,000人	39,000人	48,000人
■足利学校年間参観者数 第1章 第6節		142,492人	60,516人	180,000人

本重点プログラムは「足利市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を兼ねることから  
○印は総合戦略上の数値目標、■印は総合戦略上のKPIになります。

重点プログラム プロジェクト5



■■■ 未来につなぐ幸せ実感プロジェクト ■■■

プロジェクトのねらい		
<p>持続可能な社会を未来につなぐため、環境問題に取り組むとともに、快適で便利な都市基盤の整備や、健全な都市経営を図り、子どもからお年寄りまで、誰もが生きがいを持って、いきいきと暮らし、幸せを実感できるまちをつくりまします。</p>		
取組		
1 持続可能な社会の構築	再生可能エネルギーや省エネルギーを推進し、脱炭素社会の構築に取り組むとともに、本市の美しい自然や生物多様性の保全、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の構築を目指します。	
	1 脱炭素社会の推進	第5章 第1節 施策1-1
	2 自然環境と生物多様性の適切な保全	第5章 第1節 施策2-2
	3 循環型社会の仕組みづくり	第5章 第2節 施策1-1, 5
	4 企業における脱炭素社会・持続可能な社会の推進	第2章 第1節 施策2-2
2 快適な都市基盤の整備	スマート・インターチェンジの設置による広域道路網の強化や生活路線バスの利便性向上などによる公共交通網の充実を図ります。また、歩きたくなるまちなかの形成や河川緑地のオープン化などの居心地が良く、快適で潤いのある空間を創出します。	
	1 スマート・インターチェンジ整備による広域道路交通の強化	第4章 第4節 施策1-4
	2 生活路線バスなどの利便性向上	第4章 第4節 施策4-3
	3 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成	<b>強みチャレンジ</b> 第4章 第3節 施策1-5
	4 河川緑地の保全と活用	第4章 第5節 施策2-2
	5 土地区画整理事業の推進	第4章 第3節 施策1-2, 2-1
	6 あしかがフラワーパーク駅周辺の開発	第4章 第1節 施策4-1
3 誰もが生きがいをもっていきいきと暮らせる支援	生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防や健康づくりを推進します。また、ライフステージに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民や地域の活動を支援し、誰もが生きがいを持って活躍できる社会を築きます。	
	1 高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進	第3章 第3節 施策1-1, 2
	2 健康で暮らせるまちづくりの推進	第3章 第5節 施策1-4
	3 ライフステージに応じた多様な学習機会の提供・支援	第1章 第2節 施策1-1, 3-1
	4 新市民会館の整備	第1章 第5節 施策5-1
	5 総合型地域スポーツクラブの育成	第1章 第4節 施策4-1
6 市民の力・地域の力の支援	第6章 第1節 施策2-4	

4 持続可能な行財政運営	安定的な歳入の確保に努め、財政基盤の強化を図るとともに、公共施設等の適正な配置や民間のノウハウを活用した施設の有効活用を図るなど、健全で安定した財政運営を図ります。また、先進的なデジタル技術を活用して、行政事務の効率化を推進します。		
	1 財政基盤の強化		第6章 第3節 施策2-1
	2 公共施設総量の適正化と適正配置の推進		第6章 第5節 施策1-1
	3 公民連携による公有財産の有効活用の推進		第6章 第5節 施策3-3, 4
	4 行政事務の効率化の推進		第6章 第4節 施策3-2
<b>指 標</b>			
<b>指 標 名</b>	<b>参考値</b> 令和元(2019)年	<b>基準値</b> 令和2(2020)年	<b>目標値</b> 令和7(2025)年
○温室効果ガスの年間排出量 第5章 第1節	—	平成30(2018)年度 917千t-CO <sub>2</sub>	令和5(2023)年度 795千t-CO <sub>2</sub>
○健康寿命 第3章 第5節	—	令和元(2019)年 男性:79.08歳 女性:82.88歳	令和6(2024)年 男性:79.83歳 女性:83.63歳
■1人1日当たりの燃やせるごみ排出量 第5章 第2節	911g	914g	843g
■生活路線バス利用者数 第4章 第4節	186,606人	122,424人	160,000人
■廃止した公共施設及びその跡地の有効活用・処分累計件数 第6章 第5節	1件	2件	12件
■AI-OCR、RPAの累計導入事業数 第6章 第4節	—	16件	26件

本重点プログラムは「足利市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を兼ねることから  
○印は総合戦略上の数値目標、■印は総合戦略上のKPIになります。



## Ⅱ 基本計画 第3部

# 分野別計画

---

### 1 分野別計画の構成

### 2 分野別計画

第1章 教育・文化

第2章 産業・観光

第3章 健康・福祉

第4章 都市基盤

第5章 環境・安全

第6章 都市経営



## Ⅱ 基本計画

### 第3部 分野別計画

## 第1章 教育・文化

---

第1節 義務教育

第2節 生涯学習

第3節 青少年健全育成

第4節 スポーツ・レクリエーション

第5節 芸術・文化

第6節 文化財

第7節 国内・国際交流


第8節 人権尊重

第9節 男女共同参画

第1章	教育・文化	第1節	義務教育
<b>現状と課題</b>			
<p>学校教育においては、一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質・能力を確実に育成することが求められています。</p> <p>本市では令和元(2019)年度に、「足利学校のあるまち」にふさわしい「目指すべき子ども像」、そのための「求められる学校像」を教育理念として決めました。この教育理念を実現するために、学校、家庭、地域、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>目指すべき子ども像「自ら学び 心豊かに たくましく生きる 足利っ子」を育成するために、子どもたちの学ぼうとする意欲を認め励まし、学力の向上を図りながら、一人ひとりのよさや可能性を引き出し伸ばす教育を推進します。</p> <p>また、小中一貫した教育を推進するため、小中学校が連携する縦のつながりと、家庭や地域と連携する横のつながりを重視し、学校、家庭、地域それぞれが役割を担いながら、一体となって子どもたちを守り育てる取組を行います。</p> <p>さらに、求められる学校像の実現に向け、ICTを活用した教育の推進や学校施設の環境整備を図るとともに、本市における学校教育環境の在り方を検討していきます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 学校教育の充実	1 学びの教育の充実	自ら学び、自ら考える力を育むため、ICTを積極的に活用した教育の推進や、特別支援教育の充実をはじめ、個に応じた指導をより一層充実させ、学力向上に努めます。また、英語教育を充実させ、英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、グローバル化に対応した国際感覚を養います。	
	2 心の教育の充実	豊かな人間性や社会性を身に付けるため、児童生徒相談員などと連携した、きめ細やかな教育相談を実施するとともに、ボランティア活動などの体験活動を重視し、道徳教育を充実させます。	
	3 健康教育及び体育指導の充実	基本的な生活習慣の育成や食に関する指導などの健康教育を進めるとともに、体力の向上と運動の日常化のため、教科体育及び運動部活動などを充実させます。また、安全指導や安全管理を徹底します。	
	4 教職員の資質の向上	指導主事が各学校を訪問し、教師の指導力向上を目指した指導・助言を行うとともに、校内研修会などを充実させることで、教職員としての確かな専門性や豊かな人間性・社会性の向上を図ります。また、学校教育上の課題解決のため、研究学校を指定し、実践的研究を推進します。	
	5 いじめの未然防止と適切な指導・支援	「いじめは絶対に許さない」という考えのもと、足利市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを未然に防止し、早期の発見と適切な解決に導いていける学校の指導態勢を一層強化します。また、学校、家庭、地域、行政、関係機関などが一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みをつくり、適切な解決を図ります。	





	<p>6 不登校の予防と組織的かつ適切な支援</p>	<p>一人ひとりの発する小さな変化を見逃さず、早期発見、早期対応など、その予防に努めるとともに、家庭や関係機関などと連携を図り、個々の児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな支援を行います。</p>
<p>2 教育の連携</p> 	<p>1 小中一貫した教育の推進</p>	<p>小中学校間の系統性・連続性を活かした、地域に開かれた特色ある教育を推進します。また、学校評議員制度を効果的に活用するとともに、学校支援ボランティアなどの地域の教育力を活用します。さらに学校評価を活かし、信頼される学校づくりを推進します。</p>
	<p>2 学校と家庭・地域との連携</p>	<p>学校と地域が連携協働する「放課後こども教室」などの事業を通じて、地域学校協働活動を推進します。また、「家庭の教育力」及び「地域の教育力」を学校で活用するための体制をつくとともに、子どもたちの活力を地域の振興などに活かせるよう学校と家庭・地域との連携推進に努めます。</p>
<p>3 学校教育環境の整備</p> 	<p>1 公立小中学校の教育環境に関する検討</p>	<p>有識者による足利市学校教育環境審議会の答申を踏まえ、「目指すべき子ども像」「求められる学校像」の実現のため、将来の学校再編に向けた学校教育環境の在り方について検討します。</p>
	<p>2 施設・設備の維持・整備</p>	<p>学校のICT環境をはじめ、教育内容や指導方法の多様化に対応した教材、教具などの環境設備の整備を進めるとともに、学校施設の適切な維持管理を実施し、予防保全的な改修により安全性の確保と長寿命化を進めます。</p>
<p>4 学校給食の充実</p> 	<p>1 安全安心な学校給食の提供</p>	<p>学校・家庭との連携を図り、食物アレルギーへの適切な対応をはじめとする安全で安心な学校給食を提供するとともに、健全な食生活を実践できるよう食育※1を推進します。</p>
<p>5 教育研究の充実</p> 	<p>1 教育に関する調査研究</p>	<p>時代の要請に応じた課題の解決に向けて、子どもたちの学習や生活に関する調査などを実施するとともに、多様化する教育内容、指導方法などについて研究します。</p>
	<p>2 研修の充実</p>	<p>教職員の指導力向上に向けて、教師のICT活用指導力の向上をはじめとする時代の要請に伴う教育課題と教職員のライフステージやニーズに応じた研修を充実させます。</p>
	<p>3 教育相談の充実</p>	<p>不登校やいじめ、発達障がいなどに起因する児童生徒指導上の様々な問題について、教職員や児童生徒、保護者を対象に教育相談や研修などを実施します。</p>
	<p>4 学習指導教材センターの充実</p>	<p>学習指導の充実を図るため、様々な教育情報の収集・提供を行うとともに、教材・教具の開発に取り組みます。</p>

<b>6 就学援助</b> 	<b>1 就学への援助</b>	経済的理由により、就学困難と認められる子どもの保護者に対して、給食費や学用品費などの一部を補助します。	
<b>指 標</b>			
<b>指 標 名</b>	<b>参考値 令和元(2019)年度</b>	<b>基準値 令和2(2020)年度</b>	<b>目標値 令和7(2025)年度</b>
「課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいる」児童生徒の割合※2	76.8%	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	79.8%
「学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」児童生徒の割合※2	—	令和3(2021)年度からの新規質問項目	85.0%
いじめの解消率(小学3年生～中学3年生)※3	75.7%	68.2%	100.0%
生産者などとの会食会年間実施校数	4校	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	5校

**注 釈**

No.	語 句	意 味
※1	食育	食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようにするもの。
※2	全国学力・学習状況調査における質問紙調査	
※3	足利市児童生徒指導に関する調査	

第1章 教育・文化		第2節 生涯学習	
<b>現状と課題</b>			
<p>社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、健康で生きがいのある生活を送るためには、生涯にわたって学び続け、時代の変化に応じた知識などを習得していくことが必要です。</p> <p>また、地域コミュニティを持続可能なものとするためには、地域課題の解決のために自ら参画する人材が求められています。市民一人ひとりの多様な価値観を尊重しながら、様々なつながりの中で、学習成果を地域に還元することを通じて、まちづくりを担う意識の醸成を図ることが必要です。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>「足利学校のあるまち」として受け継がれてきた歴史・文化を大切にする精神を忘れず、市民一人ひとりが自ら目標を持って、いつでも、どこでも、生涯を通じて学ぶことができる機会を創出し、その環境を整備します。</p> <p>また、一人ひとりの学習成果を地域に還元する機会や仕組みを構築することで、自らの自己実現を図り、豊かな心を育むとともに、持続可能な社会の実現に向けたまちづくりの担い手としての人材を育成します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単 位 施 策	施策の概要	
1 生涯にわたる学びの機会の充実  	1 ライフステージに応じた多様な学習機会の提供・支援	生涯学習センターを核として、公民館などにおいて、ライフステージに応じた学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動や就学困難な学生の支援を行います。	
	2 学習情報の提供	ホームページや公民館だよりなどを活用して市民が必要とする学習情報の提供を充実させるほか、生涯学習活動に対する助言や支援を行います。	
	3 子どもの未来を切り拓く力を育む学習の推進	自然体験など、学校では体験できない学習や将来の夢づくりにつながる事業などを実施し、子どもたちの自己肯定感や主体性、協調性、積極性を育み、社会とつながる機会を提供します。	
	4 読書活動の推進	読書機会の提供や調査研究を支援する施設として、市立図書館の機能やサービス体制の充実を図ります。また、読書活動推進に関する情報を発信し、若年層を含む利用者の読書への関心を高めます。	
2 学びを高めるつながりづくり   	1 多様な主体との連携	生涯学習推進委員や社会教育委員、各種社会教育団体などのほか、各種行政機関や大学などの専門的な知識を持つ高等教育機関、企業などと連携し、学習活動への参画を促します。	
	2 地域と学校との連携	地域と学校が連携協働する「放課後子ども教室」などの事業を通じて、地域学校協働活動を推進し、地域全体で子どもたちの成長や学びを支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指します。	
	3 家庭教育への支援	家庭教育に関する出前講座や懇談会などを実施し、子どもの成長に重要な役割を果たす家庭教育を支援し、子育てを社会全体で支援していく取組を推進します。	

3 学びを活かした地域づくり 	1 学びの成果を活かす取組の推進	市民が、自らの学習成果を活かし、生きがいや自己有用感を高められるよう、地区文化祭をはじめ、自らが企画する講座や研究成果を発表する場を提供することで、さらなる学習意欲の喚起を図ります。
	2 学習ボランティアの育成と活用の推進	生涯学習に関する研修会や学級講座講師養成事業などへの参加を促し、学習ボランティアとして活動する人材を育成するとともに、その活動の場を提供します。
	3 ふるさとへの愛着を育む学習の推進	「あしかが学」 <sup>※1</sup> や公民館の各種学級講座などに足利市や地域について学ぶ内容を取り入れ、ふるさとへの愛着を育み、地域のために活動する人材の育成を図ります。
4 生涯学習推進の基盤づくり 	1 生涯学習に対する意欲の向上	「足利市の教育目標」を周知啓発し、その具現化を図るとともに、市民一人ひとりが生涯学習に取り組む重要性を認識し、学習意欲の増進を図る取組を推進します。
	2 新たなライフスタイルに対応した環境づくりと施設整備	社会状況の変化を踏まえた社会教育施設などの適切な施設整備と維持管理を行ないます。また、新しい生活様式の対応やSociety5.0の実現に向けたICTを活用した講座などを実施するための環境整備を進めます。
	3 庁内推進体制の整備	生涯学習推進本部において、庁内での共通理解を深め、部局横断的に生涯学習の推進に努めます。




### 指 標

指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
公民館、生涯学習センター、さいこうふれあいセンターの登録団体数	449団体	445団体	474団体
子どもの学び応援隊 <sup>※2</sup> の登録者数	221人	199人	215人
市立図書館の年間貸出図書数	296,898冊	224,432冊	298,000冊

### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	あしかが学	平成18(2006)年に、足利市、足利工業大学(現足利大学)、上智大学の3者で締結した「生涯学習によるまちづくりに関する協定書」に基づき、本市の歴史や文化、自然環境、産業などの特徴を学ぶために実施している連携講座の名称。
※2	子どもの学び応援隊	生涯学習課に登録された学校ボランティアの総称。学校教育活動において手話体験、生け花体験といった体験学習の実施など、子どもたちのために学校支援をするボランティア。


第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画 (令和4(2022)年度—令和7(2025)年度)




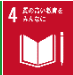
第1章 教育・文化		第3節 青少年健全育成	
<b>現状と課題</b>			
<p>情報化社会の進展に伴い、情報端末を介して、青少年がいじめ、非行、犯罪被害など様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、次代を担う青少年が希望を持ち、自立できる社会環境をつくるため、青少年を支援する取組や見守り活動、啓発活動などの様々な取組が必要です。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>青少年の自主性や社会性を育むため、「地域の子どもは地域のみんで育てる」という意識のもと、地域での青少年育成活動を促進します。</p> <p>また、次代を担う青少年が健全に育つよう、家庭や地域、学校、関係機関との連携による街頭補導、相談体制の整備、環境浄化活動に継続して取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 青少年活動の推進 	1 多彩な体験機会の提供	青少年の多彩な体験の機会として、自然体験や文化交流などの交流体験活動を提供します。	
	2 スポーツ活動への参加	各種スポーツ大会や総合型地域スポーツクラブへの参加を促進します。	
	3 ボランティア活動の支援	青少年のボランティア精神を培うため、中高生などのボランティア活動を支援します。	
2 地域活動の促進 	1 青少年育成団体の支援	青少年の地域活動への主体的な参加を促進するため、青少年育成団体や子ども会の自主活動を支援します。	
	2 地域全体での取組	家庭、地域、学校、関係機関の相互連携を進め、地域全体による青少年の健全育成活動を支援します。	
	3 青少年育成者や指導者の養成	青少年育成団体や子ども会活動の指導にあたる人材の発掘、養成及び資質の向上を目指し、講習会などを開催します。	
	4 青少年団体リーダーの養成	野外体験活動などを通して、青少年の自主性と協調性を養うことにより、青少年団体や子ども会のリーダーを養成します。	
3 健全な環境の形成 	1 見守り活動の推進	子どもを守る取組をまち全体に広げるため、「こども見守りのまちステッカー」を配布し、子どもの見守り体制を強化します。	
	2 地域環境の浄化活動	市民による健全環境推進活動への支援や関係業界への自粛要請などを行います。	
	3 啓発活動の充実	青少年が携帯電話やインターネットを安全・安心に利用できるよう、教育・啓発活動を推進し、青少年のモラル向上に努めるとともに、大人の規範意識も高めるため、保護者への啓発活動を進めます。	

4 補導活動の推進 	1 青少年問題の早期発見	青少年の問題行動の早期発見により悪化を防止し、生活改善の指導、助言を行います。
	2 地域補導活動の支援	学校、地域と連携し、街頭補導活動をはじめとする青少年の非行防止や非行を繰り返させないための活動を支援します。
5 相談窓口による支援 	1 教育相談、家庭相談窓口による支援	青少年が抱える様々な悩みについて、青少年自身や保護者、指導者などから相談を受け、援助・指導を行います。

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
中学生地区活動ボランティアクラブ登録者数	824人	690人	850人
青少年育成指導者登録数	20人	18人	23人
こども見守りのまちステッカー登録者数	398人	586人	700人

第1章 教育・文化 第4節 スポーツ・レクリエーション

現状と課題		
<p>誰もが年齢、体力、技術などに関係なく、興味、目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動などを楽しむことができるよう、市民の多様なニーズに応じた競技環境などの整備・充実や、様々な機会、情報の提供が求められます。</p> <p>さらには、コロナ禍の中、運動不足やストレスから心身に悪影響をきたす健康二次被害の問題が生じる可能性があることから、感染症対策を実施の上、安全・安心に運動・スポーツを実施していく体制の整備が必要です。</p>		
基本方針		
<p>本市で掲げている「市民ひとり1スポーツ」のローガンのもと、自らがそれぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションを実践し、楽しみ、支え合えることのできる豊かなスポーツライフが送れる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。</p> <p>また、令和4年(2022年)には、「第77回国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)」及び「第22回全国障害者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)」が実施されることから、スポーツ施設の機能を整えるとともに、これを契機として、より一層のスポーツ振興を図ります。</p>		
施策の展開		
施策	単位施策	施策の概要
スポーツ・レクリエーション活動の充実 1	1 情報提供と相談体制の充実	スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供と相談体制を充実させ、スポーツプログラマーなどによる体力相談を行います。
	2 スポーツ活動の充実	いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室を開催し、内容を充実させて、市民各層の参加を促進します。また、障がい者スポーツの普及を促進します。
	3 スポーツ大会や交流の充実	市民総合選手権大会や各種スポーツ大会の自主運営を支援します。また、県民スポーツ大会などへの選手の派遣や近隣自治体とのスポーツ交流を深めます。
	4 レクリエーション活動の充実	市民が身近で気軽に楽しめるニュースポーツや、健康・体力の保持増進のためのウォーキングなどの普及を図ります。
	  5 スポーツイベントの誘致	全国規模やプロの大会などを誘致し、観るスポーツを通してスポーツへの参加意欲や関心を高めます。
スポーツ指導体制の充実 2	1 スポーツ指導者の養成	指導者養成講習会などを充実させ、指導者の養成を行うとともに、地域のスポーツ活動や障がい者スポーツなどを支援する人材を育成します。また、体育協会と連携して競技力向上のための指導体制を充実させます。
	2 スポーツリーダーバンクの活用	登録指導者の資質を向上させ、講師として活用します。
	  3 スポーツ推進委員の活用	スポーツ推進委員が、コーディネーターとして地域スポーツ活動の核となり、リードする体制を充実させます。


<b>3 スポーツ施設の整備</b>  	<b>1 スポーツ施設の整備・充実</b>	競技会場などのスポーツ施設の整備・充実や、学校体育施設などの開放の充実を図ります。		
<b>4 スポーツ活動組織の支援・連携</b>  	<b>1 総合型地域スポーツクラブ※1の育成</b>	幼児から高齢者まで参加できる総合型地域スポーツクラブの組織化、活動の拡充、自主運営などを支援します。また、既存クラブの連携や組織化を進めます。		
	<b>2 スポーツクラブ連合の充実</b>	市有スポーツ施設を活動拠点とする、スポーツクラブ連合の各種講習会などの活動の充実や、指導者の確保、組織の強化などによる自主運営を進めます。		
	<b>3 スポーツ関係団体への支援と連携</b>	生涯スポーツ・競技力の向上策を実践する体育協会を支援するとともに、民間活力の導入や連携により、スポーツ・レクリエーションイベント、教室などの開催やスポーツクラブ連合及びスポーツ少年団の支援を行います。		
<b>指 標</b>				
<b>指 標 名</b>		<b>参考値</b> 令和元(2019)年度	<b>基準値</b> 令和2(2020)年度	<b>目標値</b> 令和7(2025)年度
一般スポーツ教室修了率		75%	87%	90%

**注 釈**



No.	語 句	意 味
※1	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域において、子供から高齢者までの方々が集い、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブのこと。









第1章 教育・文化		第5節 芸術・文化	
<b>現状と課題</b>			
<p>本市は、地理的、歴史的環境を背景に豊かな文化が育まれ、近代以降、市民が様々な形で芸術・文化に関わってきました。近年、少子高齢化、趣味の多様化により、芸術・文化の担い手が減少し、鑑賞する機会も少しずつ減少しています。さらに長年、本市の芸術・文化の拠点であった市民会館が閉館したため、市民プラザや他の市有施設、市内の民間施設を活用しながら新市民会館の整備を進めていく必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>本市の特色である「歴史」と「文化」をまちづくり、人づくりに活かすため、市民が芸術・文化活動に主体的に参画する場と機会を創出していきます。そして、芸術・文化を積極的に教育に取り入れ、芸術・文化を担う子どもたちの育成・支援を推進します。また、芸術・文化活動の拠点である新市民会館の建設に向けての準備を進めるとともに、市民プラザ、市立美術館などの文化施設の在り方について検討します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 芸術・文化の振興 	1 市民の参加による歴史と文化のまちづくり	「歴史と文化のまち足利」のこれからの100年を見据えて、市民参加型の組織を設け、文化振興条例などの策定を進めるなど計画的に芸術・文化振興を推進します。	
	2 芸術・文化活動への市民参加の促進 	1 芸術・文化事業の充実	市民プラザ公演事業、市立美術館企画展などをより質の高いものに拡充し、芸術・文化の鑑賞機会を提供します。
2 市民参加型事業の充実		市民文化祭、ミニコンサートなど市民が気軽に発表できる機会や、芸術・文化講座の実施など、市民参加型事業を拡充します。	
3 情報発信の充実		地元ケーブルテレビやインターネットなど様々な媒体を活用し、本市の芸術・文化の情報発信を充実させます。	
3 芸術・文化団体への支援 	1 ネットワーク化の推進	芸術・文化活動の総合的な調整を図るため、文化団体、関係機関、行政との連携を進めます。	
	2 芸術・文化活動の支援	国などの補助金を活用し、芸術・文化団体などの自主的な活動を支援するとともに、芸術・文化ボランティア制度などの支援体制を充実させます。	
4 将来の芸術・文化を担う子どもたちの育成・支援 	1 芸術・文化鑑賞機会の充実	小中学校芸術教室を実施するとともに、高校芸術鑑賞事業を支援します。また、ワークショップなど体験型事業を拡充します。	
	2 伝統文化の担い手の育成・支援	伝統文化体験教室の開催や子どもが参加できる伝統文化団体の活動を支援するとともに、伝統文化体験型事業への参加を支援していきます。	
	3 芸術・文化の担い手の育成・支援	子どもが参加することができる芸術・文化団体の活動を支援するとともに、音楽、演劇などの芸術・文化に係る課外活動を積極的に支援していきます。	

5 芸術・文化施設の整備 	1 新市民会館の整備	本市の芸術・文化活動の拠点として、市民の意見を取り入れながら、基本構想、基本計画を策定し、新市民会館の整備を進めます。
	2 芸術・文化施設の整備	既存施設の適切な整備改修を進めます。また、市立美術館、草雲美術館、八木節振興センター、郷土資料展示室などの芸術・文化施設の在り方について検討します。

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
市民文化祭参加者数	5,238人	1,633人	5,250人
子ども伝統文化体験教室参加人数	21人	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	100人
市立美術館年間子ども参観者数	3,435人	845人	3,500人

第1章 教育・文化		第6節 文化財	
<b>現状と課題</b>			
<p>少子高齢化や地域コミュニティの担い手不足などを背景に、文化財の滅失や散逸、伝統文化の消滅が進んでいることや、文化財を維持・管理し続けることに、不安を抱く文化財所有者も増えてきています。</p> <p>また、より多くの市民が文化財に対して興味・関心を持ち、地域の文化財を「地域の宝」として捉え、主体的に保護・継承に関わっていくことが求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>豊富な文化財や伝統文化の滅失、散逸を防ぐため、文化財への理解を促進し、保護・継承意識の醸成を図ります。</p> <p>また、足利学校をはじめとした史跡の適切な管理や整備を進めるとともに、市内に残る文化財を地域の財産として積極的に活用し、個性豊かな魅力ある地域づくりを推進します。</p> <p>そして、日本遺産などを軸とした広域連携により、効果的な魅力発信や世界遺産への登録を進めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 文化財の保護及び継承	1 文化財の指定、登録及び保護	文化財としての価値が明らかになったものを指定※1、登録※2します。また、指定文化財の修理や維持管理への助成を行います。	
	2 伝統芸能の育成	八木節などの伝統芸能を継承するための支援を行います。	
	3 文化財への理解促進	文化財への理解を深めるため、指定文化財に説明看板を設置するとともに、一般公開を促進します。また、展示会、講座、イベントなどを通じて、幅広い年代への普及啓発を図ります。	
	4 文化財保護と継承意識の醸成	文化財を確実に保護・継承するための文化財保存活用地域計画※3の策定を検討します。	
	4  文化財関係団体や地域文化財保護推進員の育成	行政と共に文化財の保護や継承、普及啓発にあたる団体や個人の育成・支援を行います。	
2 史跡整備、埋蔵文化財の保護	1 史跡整備	榑崎寺跡※4保存整備の完成を目指すとともに、藤本観音山古墳※5の公有化を進めます。	
	2 埋蔵文化財の保護	埋蔵文化財※6を調査し、出土遺物を整理・保管するとともに、その成果を展示することにより、埋蔵文化財保護への理解促進を図ります。	
	4  3 展示施設の整備	本市の貴重な文化財を常設展示できる施設の整備を検討します。	
3 足利学校の整備及び活用	1 足利学校の整備	第2次保存整備計画に基づき、建物などを計画的に維持補修します。	
	2 周辺施設整備の推進	足利学校参観者のための施設(講所、休憩施設、展示施設)や収蔵施設などの整備を進めます。また、キャッシュレス化、バリアフリー化や、多言語での対応などのサービスを充実させます。	

	3 足利学校の活用の推進		自学自習の精神を講座などを通して市民に発信し、足利学校を心のよりどころとした郷土愛を育みます。また、所蔵資料の体系的な調査研究を進め、歴史的価値を明らかにし、公開するとともに、釋奠や曝書、論語の素読など、足利学校ならではの伝統行事などを全国に発信し、参観者の増加を目指します。	
	4 文化財のまちづくりへの活用		1 魅力ある都市景観の形成	市内に点在する文化財や歴史遺産を良好な景観形成上の資源として捉え、それらを有効に活用するとともに、周辺環境の保全や整備により、足利らしい景観づくりを推進します。
 	2 連携の強化	足利らしい景観づくり(都市計画)、文化財保護・継承意識の醸成(教育)、観光地としての足利(産業観光)の各分野とさらに連携を強化し、地域の財産である文化財をまちづくりに活用します。		
	5 日本遺産の魅力を活用した世界遺産登録の推進  	1 世界遺産登録の推進	「近世の教育遺産」としての足利学校の歴史的意義の検証や調査研究を進め、他市の教育遺産と連携して世界遺産暫定一覧表※7への記載を目指します。	
2 日本遺産の魅力の発信		教育遺産群を構成する水戸市、備前市、日田市や、両毛地域で日本遺産を有する桐生市、館林市と連携して事業を実施し、まちの魅力を発信します。		
<b>指 標</b>				
<b>指 標 名</b>		<b>参考値</b> 令和元(2019)年度	<b>基準値</b> 令和2(2020)年度	<b>目標値</b> 令和7(2025)年度
文化財関係講座などへの子どもの年間参加者数		31人	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	40人
足利学校年間参観者数		142,492人	60,516人	180,000人
足利学校ツイッターフォロワー数		-	2,665人	5,000人

### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	指定	文化財保護法等の法律及び条例に基づき、文化財の中で特に重要なものを国、県、市の指定文化財にして保護を図ること。
※2	登録	地域性や時代性があり、再現することが難しい文化財を国の原簿に登録して保護を図ること。
※3	文化財保存活用地域計画	地域にある文化財を総合的に把握し、確実に継承するために市町村が定める、文化財保護法上の中・長期的計画。
※4	樺崎寺跡	足利義兼(よしかね)が建立したと伝わる、浄土庭園を持つ中世寺院跡。
※5	藤本観音山古墳	全長約118メートルの前方後方墳。この形の古墳としては、全国で5番目の大きさ。
※6	埋蔵文化財	土の中に埋まっている文化財の総称。
※7	世界遺産暫定一覧表	日本国内の世界遺産候補資産が記載される一覧表。この中から推薦された資産が、ユネスコ(世界教育機関)に認定される。

第1章 教育・文化		第7節 国内・国際交流	
<b>現状と課題</b>			
<p>市内在住の外国人が地域と共生しながら暮らせるよう、環境を整えるとともに、生活に必要な情報提供のさらなる充実が必要です。</p> <p>また、姉妹・友好都市との交流については、社会情勢の変化に対応した新たな交流の形が求められています。さらに、国際化の進展により、学校教育や社会教育における国際理解教育の充実が求められるとともに、外国語によるコミュニケーション能力の養成が必要です。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>国内、海外の姉妹・友好都市交流をはじめとする市民交流や、国際社会における市民活動を積極的に支援するとともに、オンラインなどを活用した新たな国際交流を推進します。</p> <p>また、異文化への理解と国際化意識の高揚を図り、地域社会の一員として互いに認め合い、共に生活していくことのできるまちづくりを進めます。加えて、国際社会で主体的に活動できる人材育成のため、国際理解教育や指導体制の充実を目指します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単 位 施 策	施策の概要	
1 外国人と地域との共生	1 外国人が暮らしやすい地域づくり	相互理解を進めるため、在住外国人の地域活動や各種行事への参加を促すとともに、市民への啓発や相談体制を充実させ、外国人と地域が共生できる環境をつくります。	
	2 生活情報の提供の充実	多言語版「あしかがみ」や市民生活ガイドブックなど、外国人にも理解しやすい生活情報を提供します。	
	3 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への教育支援	日本語指導が必要な外国人の子どもたちなどに対し、学校教育での支援を充実させます。	
2 国際感覚豊かな人づくり	1 国際理解教育の充実	豊かな国際感覚をもつ人材を育成するため、市民と外国人との交流の場を設けるとともに、学校教育や社会教育での国際理解教育を進めます。	
	2 指導体制の充実	国際理解教育、英語によるコミュニケーション能力の育成などに携わる教職員、英会話学習指導員、外国語指導助手（ALT）などの指導者の資質の向上を図るとともに、指導体制を強化します。	
	3 青少年活動などへの支援	青少年の海外への就学、海外活動などに対して支援します。	
3 都市間交流の進展	1 姉妹・友好都市との連携	鎌倉市、中国済寧市、米国スプリングフィールド市との青少年、芸術・文化、スポーツなどの交流を進めます。	
	2 外国人旅行客の受入体制の整備	外国人旅行客が安心して観光できる受入体制を整備します。	
	3 国内・国際交流の拡大	人材交流、経済交流など、様々な視点で国内、海外との更なる交流を進めます。	
	4 関係団体との連携強化と市民自主交流への支援	国際交流協会などの関係団体、機関との連携により、効果的な交流を進めるとともに、市民の自主的交流を支援します。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
多文化共生推進事業の年間参加者数	53人	112人	260人
在住外国人の日本語講座年間延べ受講者数	1,639人	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	1,700人

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画 (令和4(2022)年度—令和7(2025)年度)


第1章 教育・文化		第8節 人権尊重	
<b>現状と課題</b>			
<p>いまだに社会的身分、門地(家柄)、人種、民族、性別、性的指向・性自認(SOGI※1)、障がいのあることなどによる差別や偏見が存在しています。</p> <p>また、近年では、インターネット上や感染症に起因する人権侵害などの新たな問題が生じています。</p> <p>これらの様々な人権問題の解決を図るためには、あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発を推進し、人権侵害を防止するとともに、人権意識の高揚を図ることが求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、互いに認め合い、共生できる社会の実現を目指します。</p> <p>また、広範で多様な人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図るため、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、あらゆる場と機会を通じた教育、啓発活動を推進します。さらに、市民、企業、団体などへの支援や指導者の育成を行うとともに、関係機関と連携しながら、人権相談、支援体制を充実させます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 	1 学校などにおける人権教育・啓発	乳幼児、児童生徒一人ひとりを深く見つめ、豊かな人間性を育成するために、人権に関する指導内容、方法などを充実させるとともに、家庭や地域と連携して、人権教育・啓発を進めます。	
	2 家庭、地域社会における人権教育・啓発	一人ひとりの人権を大切に学習機会や情報の提供に努め、子育てや家庭教育を支援するとともに、関係団体や地域との連携のもと、公民館における人権教育を進めます。また、虐待、暴力に対する相談体制を充実させます。	
2 企業、団体などの主体的な取組への支援 	1 企業などにおける人権啓発と労働相談体制の充実	経営者などが人権問題について正しい認識と理解を深めるため、関係機関などの協力のもと、啓発を進めます。また、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。	
3 指導者の育成 	1 指導者の養成	人権教育・啓発を効果的に進めるため、日常的に指導・助言できる地域の身近な指導者や、人権に関する専門的な知識を有し、人権研修や啓発を企画できる指導者の養成活動の充実を図ります。	
4 人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 	1 市職員、教職員に対する人権教育・啓発	職員一人ひとりが、市政を担うものとして豊かな人権感覚と感性を身に付けるよう人権研修を行います。特に教職員、社会教育職員については職種に応じた研修を行います。	
	2 福祉関係者に対する人権教育・啓発	関係団体と連携し、福祉関係者に人権教育・啓発が推進されるよう要請や支援を行います。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
日本は人権が尊重されている国であると思っている市民の割合(人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	—	令和元(2019)年度 72.5%	令和6(2024)年度 75.00%

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	S O G I (ソジ)	S O G I はSexual Orientation(性的指向:好きになる人の性別)と Gender Identity(性自認:自身が認識する性別)の頭文字をとった単語。S O G I は性的少数者(L G B Tなど)を含む考え方。



第1章 教育・文化		第9節 男女共同参画	
<b>現状と課題</b>			
<p>性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がまだまだ根強く残り、ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>※1</sup>や各種ハラスメント<sup>※2</sup>が蔓延しています。また、政策・方針決定過程への女性参画の促進や、ワーク・ライフ・バランス<sup>※3</sup>のさらなる推進など、社会環境の変化に合わせた対策が必要になっています。</p> <p>今後も、男女が互いに尊重し合い、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の早期実現と、女性活躍のさらなる推進に向けた、市民、事業者、行政の連携による取組が求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に等しく参画し、共に責任を担い、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。</p> <p>また、誰もが社会、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで生活できるワーク・ライフ・バランスを推進するため、市民や事業者の意識の向上を図ります。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
<p>1 男女(だれも)がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり</p>  	1 男女共同参画意識の高揚	情報紙やホームページなどにより情報を提供するとともに、講演会、研修会、セミナーなどを開催し、男女共同参画に関する啓発を行います。また、LGBT <sup>※4</sup> などの性的少数者を含めた多様な性のあり方について正しい理解と意識の醸成を図ります。	
	2 男女平等観に立った教育の推進	家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野において、男女平等観を育み、男女共同参画を推進する教育を進めます。	
	3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	審議会などへの女性の登用促進を図ります。また、女性活躍を推進するため、女性活躍応援講座を開催します。	
<p>2 男女(だれも)が様々な場面で輝けるまちづくり</p>  	1 働く場における男女平等の推進	長時間労働の是正や休暇の取得促進、ハラスメント防止に関する対策について周知啓発を行い、働きやすい職場環境づくりを推進します。また、女性の能力開発、再就職の支援及び相談体制を充実させます。	
	2 家庭・地域における男女共同参画の促進	家庭におけるパートナーシップの促進に向けた講座を開催します。また、地域活動への女性の参画を進めるための人材育成や意識づくりを支援します。	
	3 仕事やその他の活動との両立を可能にする環境の充実 	子育て相談や保育、介護に係る施策などを実施し、ライフステージに合わせた支援環境の充実を図ります。	
<p>3 男女(だれも)が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり</p>	1 暴力を許さない社会づくり	様々な人権侵害、暴力を根絶させるために、人権教育や意識啓発を行います。また、被害者への相談体制を充実させ、被害者の自立に向けた支援を行います。	
	2 生涯を通じた健康支援	性に関する正しい認識と理解に関する啓発を進めるとともに、生涯を通じた男女の健康支援を行います。	
	3 その他の困難を抱える女性などへの支援	様々な人の生活の安定と自立の支援を行います。また、専門支援員や指導員などが行う相談を通して、ひとり親家庭などの子育て、生活支援を行います。	

	<p>4 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援</p>	<p>消費者トラブルや消費者被害に対処するための講座などを開催するとともに、防災活動に必要な知識、技術を習得するための防災講話などを実施します。また、女性の視点を活かした避難所の設置、運営体制を整備します。</p>		
指 標				
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度	
各種審議会などにおける女性の登用率	33.50%	33.10%	40.00%	
職場の人事配置や昇進で「平等、ある程度平等」と回答した人の割合(人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	—	令和元(2019)年度 46.90%	令和6(2024)年度 50.00%	
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務(従業員100人以下の事業所)である事業所のうち、同計画を策定している事業所数	4事業所	9事業所	16事業所	

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	ドメスティック・バイオレンス(DV)	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者からの暴力。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など様々な形があるが、家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい特性がある。
※2	ハラスメント	他者に対する発言や行動などが、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、または脅威を与えること。セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠期における嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(上司などからの嫌がらせ)などがある。
※3	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
※4	LGBT	LGBTはLesbian(レズビアン:女性同性愛者)、Gay(ゲイ:男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル:両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとった単語で、セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の総称の一つ。

## Ⅱ 基本計画

### 第3部 分野別計画

## 第2章 産業・観光

---

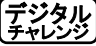


第1節 工 業




第2節 商 業

第3節 農 林 業

第4節 観 光

第5節 労 働

第2章 産業・観光		第1節	工業
<b>現状と課題</b>			
<p>本市の工業は、多くの中小企業などに支えられていますが、大きく変貌する社会経済情勢により、事業所の減少や事業継続に支障を及ぼす企業の増加が懸念されています。今後も、企業の成長発展のためには未来技術の導入・活用による生産基盤の強化と、新たな事業の創出・育成を推進するとともに、生産性や付加価値の向上を図る必要があります。また、自然災害などへの備えや、将来を担う人材の育成が急務となっています。</p> <p>さらに、雇用創出や地域経済の更なる活性化を図るためには、新たな産業団地の造成と企業立地を進める必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>変貌する社会経済情勢に対応する支援を行うことにより、中小企業などの持続的な発展を促すとともに、地域経済を支える担い手の確保や人材育成、企業間や産学官金の連携推進、自社製品の開発、経営基盤と競争力の強化、新たな販路拡大への支援など、様々な施策による地場産業の振興に取り組みます。</p> <p>また、事業継続計画(BCP)※1策定・見直しの支援を行うとともに、さらなる地域経済の活性化と市民の雇用創出のため、新たな産業団地の開発と民間空き用地への企業誘致に取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 地場産業の成長支援	1 技術力・生産性の向上	産業支援機関などと連携し、中小企業の技術開発や、技術・技能の習得を促進し、技術力の強化を支援します。また、デジタル化への対応を含め、生産性向上のための新たな設備投資に対する支援を行います。	
	2 先端産業分野の導入 	次世代産業や技術革新に対応する新たな産業分野の導入を進めます。	
	3 企業間連携	産業支援機関などと連携し、異業種間や他地域との交流、情報交換を促進し、技術力、製品開発力、販売力などの強化を進めます。	
	4 産学官金の連携推進	あしかが産学官連携推進センターをはじめとした産学官の連携に加え、金融機関などとの連携を図り、大学や産業支援機関の有する技術を企業活動に有効に活用できるよう支援します。	
	5 産業財産権の活用	産業財産権への意識啓発を進めるとともに、知的アドバイザーなどと連携した相談体制を強化し、企業の産業財産権の取得や活用を支援します。	
	6 地場産品の発信力の強化 	産業支援機関や業界団体などと連携し、国内外の展示会への出店や地場産品の情報発信、販路拡大、自社ブランドの確立などを支援します。	
	7 国内・海外との経済交流の促進 	(独)日本貿易振興機構(JETRO)などの関係機関との連携を進め、市内企業が国内・海外との取引や経済交流を図れるよう支援します。	
2 事業継続の支援	1 事業継続に向けた計画策定支援	大規模災害などの危機事象に対応するため、企業リスクや事業継続に向けた計画の策定を支援します。	
	2 脱炭素社会・持続可能な社会の推進	地域社会を構成する企業と市がSDGsの理念や目標を共有し、連携・協働しながらゴール達成に向けた取組を推進します。	

	3 働きやすい環境整備	企業による働き方改革推進のため、働く全ての人が安心して活躍できる工場や事務所機能などの就労環境のハード面での整備を促進します。
3 人材育成の支援  	1 将来を担う後継者の育成	産業支援機関などと連携を図り、各種セミナーを通じた企業人の育成を支援します。
	2 技術・技能習得の支援	企業ニーズに応じた技術・技能を有する人材の育成を図るため、技能習得や資格取得を支援します。
	3 足利流5S活動の推進	足利商工会議所が中心となって進める足利流5S活動による人づくりを通じて、「5Sの街・足利」を推進します。
新たな産業団地の 4 開発と企業誘致の 推進  	1 産業系用地の開発	(仮称)あがた駅北産業団地の造成を進めるとともに、新たな産業系用地の開発に取り組みます。
	2 企業誘致の推進	産業団地や工場跡地などへの企業誘致と併せ、関係機関と連携し、民間空き用地へ市内外からの企業・事務所機能の誘致を積極的に推進します。

**指 標**

指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
年間製造品出荷額	—	令和元(2019)年 3,876億円	令和6(2024)年 3,926億円
海外取引などの出展企業・団体数	12社	17社	計画期間中累計 60社
空き用地への年間立地件数	2件	2件	計画期間中累計 8件

**注 釈**

No.	語 句	意 味
※1	事業継続計画(BCP)	企業が、自然災害や感染症などの緊急事態に遭遇した時に、損害を最小限にとどめ、中核事業の継続や早期復旧を可能とするための計画。平常時の行動や緊急時の事業継続のための手法、手段などを取り決めておくもの。

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画 (令和4(2022)年度—令和7(2025)年度)

第2章 産業・観光		第2節 商業	
<b>現状と課題</b>			
<p>郊外型大型店の進出、人口減少などを背景に、本市においても事業所数、従業者数、年間商品販売額などの減少が続いています。また、電子商取引の発達や決済手段のデジタル化など、購買形態の変化が急速に進んでおり、中小企業者などでは電子市場への参入や設備導入はハードルが高く、対応が難しい状況です。</p> <p>さらに、後継者不在による廃業などにより空き店舗が増加しており、商業会の会員数も減少が進み、商店街事業の活動が低下しています。一方で、既存の組織にとられない若い事業主が連携して、様々なにぎわいづくりのための活動が展開されています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>市民生活の利便性向上や地域経済の発展のために、商工団体などと連携し、デジタル化への対応支援など、個々の店舗の体質強化を図ります。</p> <p>また、新たな事業間連携の促進や、創業者などの新たなプレーヤーの育成・支援、空き店舗の活用などを推進し、商業の活性化を図るとともに、魅力あるまちなかを創出します。</p>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 経営の支援	1 商工団体などとの連携	商工会議所、商工会、商業連合会、金融機関などの地域の関係機関と連携し、商業者をはじめとした中小企業者などに対し、経営向上のための支援を行います。	
	2 個店の体質強化	商工会議所や商工会などと連携した経営相談などの活用により、業態転換や新たな販売手法の採用、さらにはデジタル化や電子商取引市場への参入など、個店の経営体質強化を図ります。	
	3 商業会などの活性化	商業会が行う地域の特性を活かしたイベントなどの集客事業や回遊事業など、活性化に資する事業に支援を行うとともに、商業会同士や他団体との連携強化による商業会の活性化を図ります。	
	4 新たな連携活動の支援	魅力ある商業の創出のために、既存の枠にとられない個店同士が連携して行う活動を支援します。	
2 資金繰り支援	1 利便性の高い融資制度	中小企業者などの経営安定や災害などの緊急時に円滑に資金供給するために、適宜制度の見直しを行い、利便性の高い融資制度とします。	
3 創業支援	1 支援体制の充実	商工会議所、商工会、金融機関などと連携して、創業希望者の支援を行います。また、各種支援策の充実を図ります。	
4 中心市街地の商業振興	1 歴史と文化を活かした魅力ある商業の創出	足利学校や鑿阿寺など歴史文化遺産を活かし、遊休資産(空き店舗など)を活用して個性的な店舗を誘導し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出します。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
地域商業団体活動事業数(年間補助件数)	19件	6件	20件
遊休資産等活用促進事業を利用した店舗立地	1件	5件	計画期間中累計 20件

第 2 章 産業・観光		第 3 節 農林業	
<b>現状と課題</b>			
<p>主食用米などの消費量が減少する中、食の安全志向の高まりなどから国産農畜産物へのニーズは高まりを見せています。一方、農業従事者の高齢化による担い手※1不足、中山間地域の獣害による生産意欲低下などにより、管理されない遊休農地が増えています。</p> <p>生産基盤については、昭和30年代に整備したほ場は、区画が狭小で作業効率が向上せず、限られた担い手では維持管理が困難となる懸念があります。また、自然災害による農地や農業施設への甚大な被害が憂慮されています。</p> <p>林業では、長期的な木材価格の下落により経営が困難になり、森林の管理が行き届きにくくなったことで、林産物の供給、水源のかん養※2、土砂災害防止などの森林機能が低下しつつあります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>農林業を支える新たな担い手などの確保・育成を推進するとともに、農地利用の最適化、農地の汎用化※3を図ります。また、自然災害に強い生産基盤の整備を進め、需要に応じた作物の生産拡大と新たな生産技術などの導入を図ります。</p> <p>さらに、林業経営の効率化や森林管理の適正化などを促進し、経営基盤の強化を推進します。そして、農畜産物のブランド力向上や都市農村交流による農村地域の活性化、獣害の抑制、森林・水田の持つ多面的機能の保全などに取り組み、持続的に発展する農林業の確立を支援します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施 策	単 位 施 策	施策の概要	
1 経営体の確保・支援	1 認定農業者や新規就農者などの確保・育成 <b>若者 チャレンジ</b>	認定農業者への支援や就農相談から営農定着までを一貫して支援する体制を充実させます。また、担い手を確保するため、農業の魅力を発信します。	
	2 地域農業の支援	地域農業の維持・発展のため、関係機関などが連携して地域の集落営農などに対する支援に取り組みます。	
	3 畜産業の経営安定化への支援	家畜の伝染病予防のため、検査・予防接種費用の助成を行うほか、堆肥の管理・流通に関する支援を行います。	
	4 計画的な森林経営及び管理の推進	森林所有者や林業経営者などとの連携により、森林の適切な経営管理を進めます。	
2 経営基盤の強化	1 担い手への農地利用の集積	担い手への農地の集積・集約を進めることで経営規模拡大を図るとともに、遊休農地の発生防止・解消を進めます。	
	2 生産基盤の整備と ICT 活用などによる省力化・効率化の推進 <b>デジタル チャレンジ</b>	農地の大区画化や露地野菜などの高収益作物の導入を可能とする汎用化など、農地整備を計画的に進めます。また、スマート農業機器の活用などによる作業の省力化・効率化を図り、経営規模拡大による収益向上を推進します。	
	3 農業水利施設や林道などの適切な維持管理	農業用水の安定供給のため、関係機関などと連携して、農業水利施設などの適切な維持管理と計画的な補修・改修を進めます。また、林道の機能を維持するため、適切な維持管理を行います。	
	1 高品質な農産物の安定出荷と安全・安心の確保	主食用米から他の作物への転換や新たな栽培技術の導入により、高品質な農畜産物の安定出荷を目指すとともに、農業生産工程管理 (GAP) の継続により、安全・安心な農畜産物の生産を推進します。	




3 産地づくりの推進	2 特産物のブランド化 <b>強み チャレンジ</b>	国内外の販路拡大や販売価格の向上のため、消費者への情報発信により知名度を高め、特産物のブランド化を進めます。また、地元材を利用した木造住宅の啓発を支援します。
	3 施設園芸の生産力向上	作業効率を高める施設や栽培技術の導入を促進し、生産規模の拡大を図ります。また、自然災害に強い施設の導入を図り、生産力の向上を推進します。
消費者や都市住民との交流 4	1 地産地消の促進	地産地消の推進や生産者と消費者との交流を図り、農林業への理解を深めます。
	2 農林業体験などによる交流	農林業体験の充実により、都市住民との交流を行い、農村地域のさらなる活性化を進めます。
5 環境との調和	1 農村環境の保全	自然環境の保全、良好な景観形成、獣害の軽減など、農業・農村が有する多面的な機能を適切かつ十分に発揮させるための地域の共同活動を支援します。
	2 環境保全型農業の推進	耕畜連携による稲わらや堆肥の有効活用、化学肥料や化学合成農薬の使用低減により、環境保全型農業を推進します。
	3 森林機能の維持保全	山地災害の防止、水源のかん養、景観の保全など、森林の持つ機能の維持保全を図るため、森林所有者などと連携して奥山林や里山林の適切な維持管理を推進します。


指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
認定新規就農者数	6人	4人	計画期間中累計 24人
担い手への農地集積率	47.7%	50.8%	65.0%
主要園芸品目※4の令和2年度からの単収増加率(単収:10a当たりの収穫量)	109.5%	100.0%	110.0%

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	担い手	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織及び農業経営基盤強化促進法に基づき市が定めた基本構想の水準に到達している者。
※2	水源のかん養	森林の土壌が、雨水を吸収して水質を浄化するとともに、河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水や濁水を緩和する機能。
※3	農地の汎用化	水田に排水用暗きよを設置することなどにより水はけを良くし、畑利用を可能とすることで、農地利用率の向上を図ること。
※4	主要園芸品目	トマト、いちご、トルコギキョウ、アスパラガス(「あしかが美人」ブランドで販売するものに限る)。

第2章 産業・観光		第4節 観光	
<b>現状と課題</b>			
<p>新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会経済環境の変化により、観光施設などは厳しい運営を強いられています。また、長期化するコロナ禍は、人々の生活様式をはじめ、観光への意識も変化させています。</p> <p>このような状況において、県や関係機関と連携を密にし、足利ならではの魅力を効果的に発信することで、交流人口の増加や観光需要の回復につなげることが必要です。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>歴史、文化、自然といった足利ならではの観光資源をさらに磨き上げるとともに、シティプロモーションの積極的な展開によって足利の魅力を国内外に発信します。また、観光は関連産業の裾野の広い総合産業であることから、足利らしい観光資源の個性や特徴を活かし、来訪者の回遊性向上と滞在時間の延長を図ることで、観光消費による地域経済の活性化につなげます。</p> <p>さらに、着地型観光やマイクロツーリズム※1の推進を近隣市町と連携しながら広域的に進め、訪れた方々に「また来てみたい」、足利に住む若者が「住んで良かった」と思えるまちづくりにつなげ、時代や来訪者のニーズに適応した質の高い観光都市を目指します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 足利ならではの魅力創出・発信	1 足利ならではの観光資源の磨き上げ 	歴史、文化、自然や、「足利氏」「足利銘仙」といった足利ならではの観光資源をさらに磨き上げ、観光客の満足度向上につなげるとともに、リピーターの定着を図ります。	
	2 着地型観光の促進	観光資源を活かした付加価値の高い体験型・交流型の観光スタイルを構築し、グリーンツーリズムなどによる着地型観光の促進を図ります。	
	3 マイクロツーリズムの促進	地元や近場で楽しむマイクロツーリズムを促進し、地域の魅力の再発見や地域経済の活性化につなげます。	
	4 伝統行事や新たなイベントの支援・促進	歴史と伝統のある花火大会や鎧年越などの伝統行事の支援を行うとともに、古民家などの景観を活かした、市民の力による新たなイベントの促進に取り組みます。	
	5 ロケーション活動の誘致・活用	関係団体と連携して映画やドラマのロケーション撮影の誘致促進を図り、関連産業の活性化につなげるとともに、ロケ地を新たな名所として積極的にPRし、観光誘客を促進します。	
	6 観光情報の効果的な発信	雑誌やパンフレット、インターネットなどのあらゆる媒体を活用し、本市の魅力を国内外に効果的に発信します。特にSNSを活用して旬な情報を素早く提供し、誘客につなげます。	
	1 観光拠点の充実	太平記館やあし・ナビなどの観光拠点の機能の充実を図り、効率的な観光案内を行います。	
	2 居心地が良く歩きたくなる空間の形成	中心市街地の観光資源などを拠点に回遊性を強化し、居心地が良く歩きたくなる空間の形成を促進します。	



2 観光都市としてのまちづくり	3 市民の力を活用した観光のまちづくり	市民の郷土愛を育み、市全体で観光客を温かくお迎えするため、おもてなしの心を醸成する研修会や講演会を開催し、市民の力を活用したまちづくりを進めます。
	4 コンベンション支援体制の構築	スポーツや文化イベントなど、様々なコンベンション開催における最適な企画・計画を支援します。
	5 外国人旅行者の受入体制の整備と誘客促進 	外国人旅行者が安心して観光できる受入体制を整備します。また、旅行博や商談会に参加し、積極的な誘客活動を展開します。
3 市内連携・広域連携	1 関係団体との連携	観光協会や商工会議所などの関係団体、民間の観光施設、飲食店などとの連携を強化し、市全体で観光振興に取り組むことで、観光消費を拡大させ、地域経済の活性化につなげます。
	2 広域観光の推進	鉄道や高速道路を有効活用した広域連携により、効果的な観光プロモーションやイベントなどを広域的に展開します。

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
年間観光客入込数	486万人	300万人	550万人
年間観光客宿泊数	32,000人	39,000人	48,000人
年間着物着付体験者数	515人	321人	630人

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	マイクロツーリズム	コロナ禍で有効とされる、地元や近隣で楽しむ短距離旅行のこと。

第2章 産業・観光		第5節 労働	
<b>現状と課題</b>			
<p>国では、人口の減少による労働力不足などに対応するために、労働環境の改善を目指す働き方改革を進めています。本市においても、労働力人口の減少が進んでいることなどから、必要な人材を確保するためにワーク・ライフ・バランスを重視した魅力ある職場の実現を図る必要があります。</p> <p>また、働く意欲のある高齢者、女性、障がい者、若年層などに対して就職情報の提供や就職説明会の開催などの就労支援を進め、安定・充実した生活の実現を図る必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>様々な施策を展開し雇用につなげるとともに、市民が安定して生活し、個人の能力が十分に発揮されるよう、就業希望者や就業者への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。</p> <p>また、就業者が安全安心に働ける職場環境づくりのため、雇用環境の改善や働き方改革などの必要性について、雇用者である事業主への啓発に取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 就業希望者への支援	1 就労支援	<p>公共職業安定所、商工会議所などとの連携を強化し、新規学卒者や離職者などに対して、支援制度の情報提供や各種講座、面接会の開催などの就労支援を進めます。特に雇用のミスマッチによる労働力不足の改善に努めます。</p>	
	2 技能習得の機会確保	<p>足利市共同高等産業技術学校運営会や栃木県立県南産業技術専門校などの活用を促進するとともに、教育訓練機関などが開催する技能や技術の向上を目的とした講習会への参加を支援します。</p>	
	3 就業意識の醸成	<p>青少年や就職氷河期世代などに対し、職業的自立を促すために、専門家の協力を得ながら就業意識の醸成を図ります。また、積極的に市内企業の情報を提供し、市内優良企業に対する理解を深める機会を創出します。</p>	
2 就業者への支援	1 福利厚生事業の促進	<p>企業などの従業員に対する福利厚生事業を行う(一財)両毛地区勤労者福祉共済会を通して、勤労者の福利厚生事業支援を進めます。また、労働組合などの勤労者関係団体を支援し、従業員の福利厚生の向上を図ります。</p>	
	2 相談体制の充実	<p>職場における問題に対応するために、相談機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発を進めます。</p>	
3 事業者への啓発	1 雇用環境の改善	<p>従業員が安全で快適に働くための職場環境の維持など、労働環境の向上について、事業主に対する啓発を行います。</p>	
	2 人材確保支援	<p>関係機関と連携し、中小企業者などの人材確保を支援するとともに、時代の変化に対応した採用活動や積極的な企業PRの必要性について啓発を行います。</p>	
	3 新たな雇用環境への対応	<p>働き方改革などの新たな雇用環境が求められていることから、時代に即応した雇用環境の啓発を図り、安心して働ける環境づくりを進めます。</p>	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
新規高卒就職者の市内就職率※1	36.50%	27.00%	30.00%
就労支援セミナー等※2年間受講者数	135人	139人	145人
新規求人数※3	11,667人	9,467人	10,000人

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	新規高卒就職者の 市内就職率	ハローワーク統計情報「新規学卒者職業紹介状況」における3月時点の管内就職内定率。
※2	就労支援セミナー 等	県労政事務所及び県南サポートセンター主催のセミナー。
※3	新規求人数	労働市場年報における各年度求人数。



## Ⅱ 基本計画

### 第3部 分野別計画

## 第3章 健康・福祉

---

第1節 子ども・子育て支援




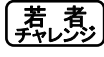
第2節 障がい者福祉

第3節 高齢者福祉

第4節 地域福祉

第5節 保健・医療

第6節 社会保険

第3章 健康・福祉		第1節 子ども・子育て支援	
<b>現状と課題</b>			
<p>少子高齢化の急速な進行によって、ライフスタイルや核家族化の進展による家族構成の変化、地域のつながりの希薄化が生じています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活の急変などの様々な要因により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、地域や社会全体で子育てを支援していく仕組みの構築が重要です。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで、包括的かつ切れ目のない支援を行い、子どもを産み育てやすい環境をつくります。</p> <p>また、支援が必要な子どもや家庭が、自立による安定した生活を送れるように取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
<b>1 結婚・出産へのサポート体制の充実</b>  	<b>1 結婚へのサポート体制の充実</b> 	相談窓口である「とちぎ結婚支援センター足利」のシステムオンライン化などの支援体制の充実を図るとともに、民間団体、事業者による活動を支援し、さらなる出会いの機会の提供に努めます。	
	<b>2 結婚を後押しする支援</b> 	結婚後の新生活に不安がないよう支援し、結婚を後押しする施策を推進します。	
	<b>3 産前・産後のサポート体制の充実</b> 	妊娠を希望する方の支援を行うとともに、安心して妊娠・出産・産後の育児ができるよう、切れ目のない支援体制を充実させます。	
<b>2 子どもが健やかに育ち、子育てしやすい環境づくり</b>  	<b>1 母子の健康の保持・増進</b>	親子が健やかに暮らせるよう、健康の増進と医療環境の充実を図ります。	
	<b>2 多様な子育て支援サービスの充実</b> 	子育てに関する親の不安や悩みを軽減するため、相談・支援体制を充実させ、あわせて経済的負担を軽減します。	
	<b>3 保育サービスの充実</b>	保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応じた、多様な幼児教育・保育サービスを提供します。	
	<b>4 放課後児童対策の推進</b>	放課後を過ごす児童の多様な活動や居場所などの充実を図り、健全な育成を推進します。	
	<b>5 ワーク・ライフ・バランスの推進</b>	仕事も子育てもやりがいを感じられる、健康で豊かな生活の実現を目指します。	
	<b>6 子どもの心身の健やかな成長を支援する生活環境の整備</b>	子どもたちが心身ともに、安心して健やかに成長できる環境づくりを進めます。	
<b>3 支援が必要な子どもや家庭への取組の推進</b>  	<b>1 支援が必要な子ども・家庭などへの取組の強化</b>	妊娠から子育てにおける相談全般や訪問・指導などの総合的な支援を子ども家庭総合支援拠点などで行い、子どもへの虐待の防止や子どもの権利擁護を推進します。	
	<b>2 ひとり親家庭などの自立支援の推進</b>	ひとり親家庭などの自立支援のため、相談機能の充実や子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策などの推進に取り組みます。	



指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
合計特殊出生率	1.39	1.15	1.56
結婚支援センター登録者数	49人	88人	138人
放課後児童クラブ設置数	53箇所	53箇所	57箇所
ファミリー・サポート・センター年間利用者数	725人	468人	1,040人

第3章 健康・福祉		第2節 障がい者福祉	
<b>現状と課題</b>			
障がい者の高齢化、重症化が進む状況において、障がい者やその家族が必要とする支援の形は複雑・多様化しています。地域で生活する障がい者が必要な支援を受けながら、自立して自身やその家族が望む生活を送っていくために、きめ細やかな支援の在り方が求められています。			
<b>基本方針</b>			
障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して働き、生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支援する体制の整備を進めます。			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 共に生きる社会づくり	1 差別のない社会づくりの推進	障がい者への理解を深めるための啓発活動や、権利擁護を進めます。	
	2 生活環境の整備	地域と行政が一体となって、住宅、道路、公共・準公共建物、交通機関などにおけるバリアフリー化を進めます。	
	3 相談支援体制の充実	相談支援事業の充実や民生・児童委員、身体・知的・精神相談員との連携を強化し、相談支援を充実させます。	
	4 地域生活への移行促進	社会福祉施設や精神科病院の関係機関と連携し、長期入院者などの地域生活への移行に向けた支援体制の整備を進めます。	
2 地域生活への支援	1 保健・医療の充実	生涯にわたる障がいの発生予防と早期発見対策により、障がいに対する適切な保健・医療サービスを充実させます。	
	2 障害福祉サービスの充実	在宅で自立した生活を支えるため、訪問サービスや日中活動サービスなどを充実させます。また、日常生活を容易にする日常生活用具や補装具などを支給します。	
	3 障がい児への支援	障がい児の早期療育に向けた体制整備を充実させます。また、義務教育における特別支援教育を充実させます。	
3 社会参加の促進と就労支援	1 社会参加の促進	文化、スポーツ、教育など、地域のあらゆる活動に障がい者が参加できるよう支援します。	
	2 ボランティア活動の促進	障がい者の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を促進します。	
	3 雇用・就労の促進	意欲や能力に応じて働くことができるよう、障がい者個々のケースに応じたきめ細やかな対応を行います。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
障がい者基幹相談支援センター年間相談件数	8,013件	5,127件	9,500件
児童発達支援等サービス年間利用件数	5,090件	5,238件	7,890件
就労系サービス年間利用件数	5,606件	5,889件	9,185件

第3章 健康・福祉		第3節 高齢者福祉	
<b>現状と課題</b>			
<p>高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、ケア・サポート体制の充実が求められており、地域での支え合いや生活支援、医療、介護、福祉サービスなどをきめ細やかに行うことが必要です。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援・医療・介護・介護予防のための各種施策を提供することにより、健康で生きがいをもって生活できる環境づくりを進めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 いきいきとした自立生活を支援するまちづくり	1 生きがいつくりの推進	高齢者が、健康でいきいきとした生活ができるよう、元気アップ事業などを進めるとともに、地域づくりの担い手として活躍ができるよう、社会参加活動を支援します。	
	2 健康づくり・介護予防事業の推進	自立した生活を支援し、高齢者が健康でいきいきとした生活が継続できるまちづくりを市民と協働で進めます。	
	3 在宅福祉サービスの推進	在宅での自立した生活を支えるために、援助の必要な高齢者やその家族、一人暮らしの高齢者などに対し、在宅福祉サービスを推進します。	
	4 地域における支え合いの推進	高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域力を活かした支え合いを推進するとともに、地域の生活支援体制の充実を図ります。	
	5 認知症対策の推進	認知症の早期診断・早期対応のため、地域での医療や介護などとの連携を図るとともに、認知症高齢者が地域で継続して生活ができるよう、関係機関が連携した支援体制の構築を進めます。	
	   6 介護人材の育成	今後、介護人材が不足すると見込まれることから、県や関係機関と連携し、介護人材の育成に努めます。また、ささえ愛ボランティア※1などの養成を進めます。	
2 安心して暮らせるまちづくり	1 介護サービス・介護予防サービスの推進	高齢者ができる限り自立した生活ができ、重度化を防ぐような体制の整備に努めるとともに、在宅で介護が行える環境整備を進めます。	
	   2 施設サービスの充実	様々な事情で在宅での生活が困難な方に対して、施設サービスの充実を図ります。また、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、施設整備を進めます。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
ささえ愛ボランティア登録者数	269人	283人	688人
認知症サポーター養成講座累計受講者数	21,070人	21,225人	30,000人
介護施設等※2入所定員	1,864人	1,932人	2,032人

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	ささえ愛ボランティア	高齢者自身の介護予防や高齢者が地域の支え手として活躍できる地域づくりのため、養成講座などを受講することにより登録できるボランティア。高齢者の自立支援のため、日常生活のお手伝いなどを行う。
※2	介護施設等	介護施設等とは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等)、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)をいう。


第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画 (令和4(2022)年度—令和7(2025)年度)

第3章 健康・福祉		第4節 地域福祉		
<b>現状と課題</b>				
<p>誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、福祉の「支え手」「受け手」という概念を超えた地域住民同士のつながりを強化し、共に支え合う地域共生社会の実現が求められています。また、ひとり親世帯や単身高齢者世帯の生活困窮が社会的な問題となる中、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活に対する経済的な影響も懸念されます。</p>				
<b>基本方針</b>				
<p>市民の誰もが、住み慣れた地域で安心して生活し、生涯を通して充実した人生を送るために、行政や社会福祉協議会などによる福祉サービスの充実を図るとともに、地域で支え合う福祉活動の推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>また、低所得者世帯の生活の安定と社会的な自立を目指して、幅広い包括的な支援ができるように相談体制を充実させ、それぞれの事情に応じた適切な支援を実施します。</p>				
<b>施策の展開</b>				
施策	単位施策	施策の概要		
<b>1 地域福祉活動の推進</b> 	<b>1 社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携強化</b>	社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉施設などとの連携を図り、地域福祉活動を推進します。		
<b>2 住民参加による福祉活動の促進</b> 	<b>1 福祉ボランティアの育成や活動支援</b>	ボランティアセンターや市民活動センターと連携し、福祉ボランティアの育成や活動支援を行います。		
	<b>2 災害時における要配慮者への支援</b>	一人暮らしの高齢者や障がい者などの要配慮者及び避難行動要支援者に対して、共助による支援体制の整備を進めます。		
	<b>3 福祉の心を育てるための意識啓発</b>	福祉活動への参加を促すため、福祉教育や広報活動などを推進します。		
	<b>4 地域共生社会を目指した取組</b>	誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、重層的支援体制※1整備に着手するとともに、地域で支え合い、課題解決を目指す地域づくりを推進します。		
<b>3 低所得者福祉の充実</b> 	<b>1 生活困窮者世帯への支援</b>	相談者の窓口を充実させ、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者世帯の就労相談、住宅費支援、学習支援などを行います。		
	<b>2 生活保護世帯への支援</b>	民生委員・児童委員やハローワークなどの関係機関との連携により、生活保護世帯の自立に向けた支援を行います。		
<b>指 標</b>				
指 標 名		参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
地区社会福祉協議会支部数		185支部	186支部	200支部
就労により生活保護から自立した年間世帯数		22世帯	9世帯	22世帯

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	重層的支援体制	「引きこもり」など、様々な状況の包括的な相談ができ、総合的な支援プランを作成する組織を設置。各支援の実施にあたっては、地域住民が主体となり、行政や関係団体と連携を図りながら、総合的かつ継続的な伴走型支援を行う体制。

第3章 健康・福祉		第5節 保健・医療	
<b>現状と課題</b>			
<p>がん検診や特定健康診査の受診率は、県平均より低く、生活習慣病、特に脳血管疾患の死亡率は、県平均より高い状況となっています。</p> <p>また、若い世代や働く世代の運動習慣を持つ人の割合が低く、生活習慣病の予防に対する正しい知識の普及や情報を共有するための体制の構築が必要です。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対応するための体制づくりが求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>健康あしかが21プラン※1に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるよう、地域主体の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>また、市民がライフステージに応じて、安心して適切な受診ができるよう、医療機関相互の連携強化や救急医療の充実の支援を行います。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスなどの感染症に対する予防、まん延防止のための普及・啓発を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、感染症の発生にも備えた地域医療体制の充実を図ります。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 健康づくりの推進	1 データを活用した健康づくりの推進	効果的な健康づくりを地域で実践できるよう、生活習慣病などに関するデータに基づき健康づくりを支援します。	
	2 健康教育及び健康相談の充実	生涯を通じて生活習慣病予防に取り組めるよう、健康教育や健康相談を充実させます。	
	3 疾病の予防や早期発見	各種健(検)診を実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげます。	
	4 健康で暮らせるまちづくりの推進	産学官民が連携し、健康への無関心層も足利で暮らすことで、自然と健康に導かれるまちの仕掛けづくりを創出します。	
2 重症化予防対策の推進	1 生活習慣病の重症化予防対策	健康診査の結果に基づく生活習慣病の重症化を予防するため、ICTを活用し、栄養や運動などの生活習慣の改善指導を充実させます。	
	2 保健・医療連携体制の整備	医療機関、関係団体、民間企業と連携し、生活習慣病の重症化を予防する体制を整備します。	
3 医療体制の支援	1 救急医療体制の充実	市内に三次救急医療機関を有することから、県や医療機関と連携を強化し、市民が安心して受診できる救急医療体制の充実のための支援を行います。	
	2 医療機関との連携	感染症、がん、生活習慣病、歯科疾患など、市民のライフステージに応じた疾病の医療提供体制の支援に取り組みます。	
4 感染症予防とまん延防止	1 感染症などのまん延防止対策の実施	新感染症などが発生した際には、国、県、医師会と連携し、検査や予防接種の実施など、まん延防止のための必要な対策を着実に実施します。	
	2 感染拡大防止の啓発	関係機関などと情報を共有し、人権にも配慮した感染まん延防止のための正確な情報を発信します。	

	3 感染症予防対策の実施	市民への感染症予防に対する正しい知識の普及や自発的な予防対策の周知徹底を図ります。
---	--------------	---

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
健康寿命※2	—	令和元(2019)年 男性:79.08歳 女性:82.88歳	令和6(2024)年 男性:79.83歳 女性:83.63歳
人口10万人当たりの脳血管疾患年間死者数県内市別順位	—	令和元(2019)年 13位/14市	令和6(2024)年 5位以内/14市
健幸アンバサダー※3登録者数	—	7人	600人

**注 釈**

No.	語 句	意 味
※1	健康あしかが21プラン	市民や関係機関・団体などの健康づくりの取組の方向性や目標を定めた計画。
※2	健康寿命	健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間。「健康寿命の算定プログラム」を用いて、本市が算定した値。
※3	健幸アンバサダー	健康への無関心層や、家族や仲間などに、最新かつ正確な健康情報を伝える人。



第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4（2022）年度－令和7（2025）年度）

第3章 健康・福祉		第6節 社会保険	
<b>現状と課題</b>			
人口減少と超高齢社会を迎え、市民の医療確保、健康の保持増進及び健全な市民生活の維持向上の基盤となる社会保険の安定した運営が求められています。			
<b>基本方針</b>			
市民が健やかで安心して生活を営めるよう、公的保険の健全な財政運営を進めるとともに、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の各制度に対する理解を深めるため、普及啓発や相談体制を充実させます。			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 国民健康保険 	1 健全財政の確保	医療費の適正化、健康保険資格の適用適正化を推進します。また、保険料の収納率向上を図り、財政運営の安定化を進めます。	
	2 生活習慣病の予防や疾病の早期発見	特定健康診査、特定保健指導などの保健事業を推進し、生活習慣病の早期発見と重症化予防を図ります。	
	3 市民啓発の推進	ジェネリック医薬品の利用促進や国民健康保険制度の啓発を進めます。	
2 後期高齢者医療 	1 健全財政の確保	後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化、保険料の収納率向上対策を強化します。	
	2 保健事業の推進	後期高齢者の心身の特性に応じた健康診査を実施するとともに、保健事業と介護予防などを一体的に実施します。	
	3 市民啓発の推進	高齢者学級や広報紙、ホームページなどを通じて医療保険制度の周知啓発を行い、制度や医療費、健康の保持増進への関心を高めます。	
3 介護保険 	1 適正な介護保険サービスの推進	ゴールドプラン21（足利市介護保険事業計画）に基づく介護保険サービスの提供と給付の適正化を進めます。	
	2 市民啓発の推進	広報紙、ホームページなどを通じて、計画的に介護保険制度の周知啓発を行います。	
4 国民年金 	1 相談業務の充実	年金制度に対する理解と信頼を向上させるため、相談窓口の充実を図ります。	
	2 市民啓発の推進	広報紙、ホームページなどを通じて、計画的に年金制度の周知啓発を行います。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
特定健康診査※1受診率（国民健康保険被保険者）	—	令和元(2019)年 33.1%	令和6(2024)年 46.0%
特定保健指導※2実施率（国民健康保険被保険者）	—	令和元(2019)年 23.2%	令和6(2024)年 37.0%
ジェネリック医薬品利用率（国民健康保険被保険者）	82.2%	83.0%	90.0%

#### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	特定健康診査	40～74歳の方を対象として、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して医療保険者が実施する健診。
※2	特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣の改善が必要とされた対象者に対して、保健師や管理栄養士などが生活習慣の改善に取り組めるよう継続して支援を行うもの。

## Ⅱ 基本計画

### 第3部 分野別計画

## 第4章 都市基盤

---

第1節 土地利用

第2節 都市景観

第3節 市街地整備

第4節 道路・交通網



第5節 公園・緑地

第6節 河 川

第7節 住 宅

第8節 上下水道

第4章 都市基盤		第1節 土地利用	
<b>現状と課題</b>			
<p>国土は限られた資源であり、市民生活や企業活動に欠くことのできない共通の基盤であることから、その利用にあたっては、社会経済構造の変化に的確に対応するとともに、頻発化・激甚化する自然災害にも備える必要があります。</p> <p>そこで、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進するため、本市の地形的、地理的、地域的特性を踏まえた土地利用に関する総合的な計画を策定し、計画的かつ適正に土地利用を図ることが求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>豊かな自然環境、本市固有の歴史・文化、まちなかや里山、田園などの地域資源と調和した適切な土地利用を推進するとともに、法令に基づく規制や誘導を適正に行いながら、安全・安心で持続可能なまちの発展を推進します。</p> <p>既成市街地については、都市機能を集積・集約化し、快適で利便性の高い生活拠点を形成します。また、工業・商業・観光などの地域振興や、防災・減災対策に資する土地利用を進めます。</p> <p>農業地域や豊かな自然を有する地域については、良好な景観やそれぞれが持つ多面的な機能、資源などの保全に十分配慮しながら、適正に活用します。</p> <p>土地利用を転換するにあたっては、農業的土地利用とのバランスをとりながら、産業用地の確保を図るとともに、地域特性を最大限に活かし、民間活力などと連携した取組を推進します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 適切な土地利用の推進	1 総合的かつ計画的な土地利用の推進	総合的かつ計画的な土地利用の計画を策定し、調和のとれた都市的土地利用※1と農業的・自然的土地利用※2を推進します。	
	2 都市計画の見直し	時代のニーズや地域の特性などを的確に捉えた都市計画の見直しを進めます。	
	3 開発の適切な誘導と規制	総合的かつ計画的な土地利用の計画に基づき、開発許可制度を適正に運用します。	
	4 国土利用計画法などに基づく届出や指導	国土利用計画法や都市計画法などに基づく土地利用などの審査や指導を適切に進めます。	
	5 地籍調査事業の推進	適正かつ有効な土地利用を図るため、国土調査法に基づき、計画的に地籍調査※3を進めます。	
2 都市的土地利用	1 都市的土地利用の推進	学校や公民館、駅などを中心に都市機能を集積・集約化するなど、快適で利便性の高い生活拠点を形成します。	
	2 地域振興に資する土地利用の推進	地域の特性や道路・交通網などを考慮しながら、地域振興に資する土地利用を進めます。	
	3 安全で快適な都市空間の創出	防災・減災対策を講じるとともに、河川や都市緑地などの地域資源を有効に活用した都市空間を創出します。	
3 農業的、自然的土地利用	1 良好な農業地域の形成	農業生産基盤の整備や担い手への農地の集積・集約化を行い、生産環境の向上と良好な景観形成を進めます。	
	2 森林地域の保全	土砂災害の防止や水源のかん養など、森林の持つ多面的な機能が発揮できる環境を保全します。	

	3 自然公園地域の利用	優れた自然環境を保護しながら、市民の憩いの場として適正に利用します。
	4 自然保全地域の保全	豊かな自然環境や生物多様性からの恵みを、次世代に継承できるよう保全します。
4 地域特性を活かした開発  	1 あしかがフラワーパーク駅周辺の開発	あしかがフラワーパーク駅や観光施設などを中心に、民間資本との連携も視野に入れた拠点開発を進めます。
	2 産業系用地の開発	主要幹線道路沿道などの優位性のある地域を中心に、新たな産業系用地の開発に取り組みます。
	3 地域の特性を活かしたまちづくりの推進	まちなかや里山、田園などの地域の特性を有効に活用し、民間団体などと連携したまちづくりを進めます。
	4 未利用市有地などの活用	民間事業者などと連携しながら、未利用の市有地や民有地などの有効活用を検討します。

### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、道路など、主として人工的施設による土地利用。
※2	農林的・自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を目的として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
※3	地籍調査	一筆ごとの土地の所有者や地番などを確認し、境界の位置と面積を測量する調査。

第4章 都市基盤		第2節 都市景観	
<b>現状と課題</b>			
<p>良好な都市景観を形成するため、市民、事業者、行政が相互に連携を図るとともに、景観法や関連する法令などを活用した総合的かつ体系的な施策の展開が求められています。</p> <p>中心市街地の足利学校・鑿阿寺周辺地区については、地域と連携を図りながら、中央及び大日西地区土地区画整理事業にあわせ、良好な都市景観の保全と創出を行う必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>本市固有の資源である歴史、文化、自然、風土などを有効に活用し、市民、事業者、行政が良好な都市景観に対する共通認識を持ち、適切な役割分担のもと、足利らしい快適で魅力ある都市景観の保全と創出を図ります。</p> <p>景観重点地区に指定した足利学校・鑿阿寺周辺地区については、足利の顔としてふさわしい良好な都市景観を形成するため、地区計画などによる規制やガイドラインによる誘導により、歴史・文化遺産と調和した潤いのにぎわいのある景観づくりを進めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単 位 施 策	施策の概要	
1 良好な都市景観の形成に向けた意識の醸成、情報提供や支援 	1 良好な都市景観の形成に関する意識の醸成	適切な情報提供、建築・景観賞の充実、シンポジウムの開催などを通じて、良好な都市景観をつくり、守り育てる意識づくりを進めます。	
	2 市民や事業者の活動に対する情報提供や支援	良好な都市景観の形成に関する市民や事業者の活動に対し、情報提供を行うとともに、景観法に基づく支援を行います。	
2 足利の顔となる地区の都市景観づくり 	1 景観重点地区の都市景観づくり 	景観重点地区に指定した足利学校・鑿阿寺周辺地区については、本市の歴史と文化を代表する地区としてふさわしい、きめ細やかな都市景観づくりを進めます。	
	2 歴史と文化が薫る潤いのにぎわいのある回遊空間の創出	本市固有の歴史・文化に調和した潤いのにぎわいのある都市景観の形成とあわせ、居心地よく歩きたくなるまちなかの創出を進めます。	
3 快適で魅力的な景観づくり 	1 民間建築物の誘導	大規模な建築物については、届出制度により適切に誘導するとともに、一般の建築物についても、市民の理解を得ながら誘導することで、調和のとれた良好な都市景観づくりを進めます。	
	2 公共建築物や公共施設の都市景観づくり	公共建築物や道路、河川、公園などの公共施設の整備にあたっては、良好な都市景観の形成に向けて先導的に取り組みます。	
	3 屋外広告物の規制と誘導	屋外広告物については、周辺の都市景観と調和するよう、適切な規制・誘導を行います。	
4 自然的景観と調和した都市景観づくり 	1 豊かな自然を活かした都市景観づくり	市街地周辺の緑のふちどりを保全するとともに、大規模な開発については、自然的景観に配慮するよう規制・誘導を行います。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
建築・景観賞累計応募件数	385件	397件	432件
歴史的まちなみ修景補助累計件数	54件	54件	64件

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4（2022）年度－令和7（2025）年度）

第4章	都市基盤	第3節	市街地整備
-----	------	-----	-------

現状と課題

本市の中心市街地については、モータリゼーションの進展と、これに伴う商業施設や住宅などの郊外化などにより、居住人口の減少や空き店舗の増加などが進んでいます。そのため、まちなか居住の推進や新たなにぎわいを創出するため、地域の資源や特性に応じた土地利用の転換が求められています。道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な既成市街地については、安全で快適な居住環境の整備が求められています。

基本方針

中心市街地活性化の推進にあたっては、中橋の架け替えを大きな契機と捉え、商工会議所、観光協会や地元関係団体などと連携し、まちづくりのランドデザイン※1の策定を進めます。中心市街地については、足利学校や鑲阿寺などの観光資源を活かしたまちなかの活性化と、観光振興と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、道路や公園などの都市基盤の再整備や宅地の再配置を行うとともに、遊休資産を有効に活用するなどの市街地整備を進めます。都市基盤の整備が不十分な既成市街地については、土地区画整理事業などを有効に活用しながら、道路や公園などの公共施設の整備と宅地の利用増進を進めます。

施策の展開

施策	単位施策	施策の概要
1 中心市街地の活性化	1 グランドデザインの策定	足利学校・鑲阿寺などの観光資源を最大限に活かしながら、土地区画整理事業に伴う定住促進、空き店舗の更なる利活用、商業や観光の振興など、中心市街地のランドデザインの策定を進めます。
	2 都市基盤の整備	中心市街地の活性化に資する道路や公園などの都市基盤の整備にあわせて、宅地の再配置を進めます。
	3 中心市街地の良好な景観づくり	足利学校や鑲阿寺などの歴史・文化遺産と調和したまちなみや都市景観など、魅力ある空間を創出します。
	4 遊休資産の活用	足利学校・鑲阿寺周辺の遊休土地や空き店舗などを活用し、店舗を誘導します。
	5 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">強み チャレンジ</span>	中心市街地に点在する歴史・文化遺産、魅力的なまちなみと地域の様々な取組を有機的につなぎ合わせ、人々が集い交流する、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを進めます。
2 土地区画整理事業の推進	1 土地区画整理事業などの推進	土地区画整理事業などを有効に活用しながら、道路や公園などの都市基盤の整備とあわせて、適切な土地利用を推進します。

指標


指標名	参考値	基準値	目標値
	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度
土地区画整理事業施行中地区道路整備率	38.0%	38.2%	42.5%
土地区画整理事業施行中地区家屋移転戸数	5戸	8戸	計画期間中累計 27戸

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	ランドデザイン	将来を見据えた長期的かつ総合的な全体構想。



第4章 都市基盤		第4節 道路・交通網	
<b>現状と課題</b>			
<p>道路・交通網においては、両毛都市圏をはじめとした広域での道路交通ネットワークの強化と、市内幹線道路などにおける交通の円滑化や安全確保のための道路整備が求められています。</p> <p>また、中橋周辺の堤防かさ上げにあわせて、中橋の架け替えを行う必要があるほか、首都圏からの交通のアクセス性向上や、災害時には緊急輸送道路として機能する道路の整備が求められています。</p> <p>整備から一定期間経過した橋やトンネルなどは、長寿命化を含め、安全確保のための対策を講じる必要があります。</p> <p>公共交通機関においては、JR両毛線や東武伊勢崎線、生活路線バスなどを有効活用したまちづくりの展開や、適正な利用者の確保により、持続可能な移手段となることが求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>市民生活や企業活動の基盤となる道路及び交通網については、安全・安心で人や環境にやさしいまちづくりに配慮して、総合的かつ計画的に整備します。</p> <p>中橋については、国や県と連携を図りながら、周辺の堤防のかさ上げや架け替えの早期実現に向けて取り組むとともに、北関東自動車道にスマート・インターチェンジを設置し、広域道路交通ネットワークの強化や首都圏からのアクセス性向上を図ります。</p> <p>既設の橋やトンネルなどは、施設の長寿命化を図るとともに、適切に維持管理を行います。</p> <p>公共交通機関においては、鉄道や生活路線バスなどが相互に連携したまちづくりを推進するとともに、利便性の向上を図り、地域の実情に応じて、それぞれの交通機関が適切に役割を担うことにより、利用促進に取り組めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 幹線道路などの整備	1 広域幹線道路の整備	県や近隣市町との連携を強化し、広域幹線道路や橋の整備を関係機関に働きかけます。	
	2 市内幹線道路の整備	国・県道とのネットワークの強化を図るための幹線道路の整備を進めます。	
	3 中橋周辺の堤防かさ上げに伴う中橋の架け替えの推進	国・県と連携しながら、中橋周辺の堤防かさ上げ、それに伴う中橋の架け替えの早期実現に取り組めます。	
	4 スマート・インターチェンジ整備による広域道路交通ネットワークの強化	北関東自動車道と連携した広域道路交通ネットワークの強化を図るため、スマート・インターチェンジを設置するとともに、本市中央部と西部地区のアクセス強化のための道路整備を進めます。	
	5 多機能型駐車施設の整備	国道50号沿道において、休憩機能や情報発信機能、地域連携機能、防災機能を有する多機能型駐車施設の整備に向けた取り組みを進めます。	
2 生活道路の整備	1 生活道路の整備	地域の利便性や交通の安全性を考慮した道路の新設や改良を行います。	
	2 通学路の整備	「足利市通学路交通安全プログラム※1」に基づき、通学路の安全対策に取り組めます。	
3 道路の維持管理	1 道路の適切な維持管理	日常の道路パトロールや、橋、トンネルなどの定期的な点検にあわせて、修繕や施設の長寿命化を図ることで、安全で安心な道路環境を確保します。	

4 公共交通の利用促進  	1 鉄道事業者への要望活動	鉄道沿線市町と連携し、利便性向上のための要望活動を行います。
	2 鉄道利用促進のための取組	鉄道沿線市町及び鉄道事業者と連携し、鉄道の利用促進のためのPR活動などを行います。
	3 生活路線バスなどの利便性向上	市民の日常生活の移動手段となる生活路線バスの利便性向上や、スマートモビリティ※2導入の検討を進めます。
	4 公共交通網の充実	公共交通網の充実を図るための地域公共交通計画を策定し、関係機関と連携した取組を進めます。



**指 標**

指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
市道の改良率	60.7%	60.8%	62.0%
地域公共交通計画の策定	—	—	1件
生活路線バス利用者数	186,606人	122,424人	160,000人
スマートモビリティの実証実験	—	—	2件

**注 釈**

No.	語 句	意 味
※1	足利市通学路交通安全プログラム	国、県、市の道路管理部署及び関係機関が連携し、継続的な通学路の交通安全対策の取組を図るために策定されたプログラム。
※2	スマートモビリティ	自動運転車など、従来の交通や移動を変える新しい技術の総称。

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）

第4章 都市基盤		第5節 公園・緑地	
<b>現状と課題</b>			
<p>本市の都市公園※1は、土地区画整理事業などの基盤整備にあわせて整備されてきましたが、多様化する地域ニーズへの対応や施設の老朽化、維持管理費の増加などの課題が懸念されており、その機能や配置の再編なども含めた再整備が求められています。</p> <p>市街地などに残る良好な緑地（樹林地など）や、渡良瀬川などの河川緑地については、自然景観の適切な保全が必要であり、さらに河川緑地は貴重なオープンスペース※2としての活用が求められています。</p> <p>また、市民と行政が一体となり、街路緑化や町内花だんなどの花いっぱい運動を中心とした地域の緑化活動を積極的に推進していく必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>公園・緑地については、施設の長寿命化や、地域のニーズに即した機能や配置の再編とあわせて、適切な維持管理を行います。</p> <p>また、公募設置管理制度（Park-PFI）※3などにより、民間の資金やノウハウを有効に活用することにより、子どもから高齢者まで誰もが快適に利用できる「緑や水のオープンスペース」を整備します。</p> <p>さらに、市民と行政との協働により、都市景観に配慮した花や緑あふれる人にやさしいまちづくりと、次代へのみどりの贈りものづくりに取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
<b>1 公園整備</b> 	1 都市公園の整備	都市公園については、土地区画整理事業などと連携しながら整備します。また、その整備にあたっては、公募設置管理制度（Park-PFI）などの導入を推進します。	
	<b>2 緑地の確保と保全</b> 	1 良好な緑地の保全	市街地に残る良好な緑地（樹林地など）の保全に取り組みます。
2 河川緑地の保全と活用		河川緑地については、自然景観を保全するとともに、憩いや潤いの場、スポーツ・レクリエーションの場として活用します。	
<b>3 緑化の推進</b>  	1 市民参加による緑化活動の推進	市民と行政の協働により、花いっぱい運動を中心とした地域の緑化活動を進めます。	
	<b>4 公園・緑地などの維持管理</b> 	1 施設の改修・再整備	公園・緑地については、老朽化した施設の更新などを行うとともに、地域のニーズに即した機能や配置の再編を進めます。
2 市民参加による維持管理の支援		公園愛護会や街路樹愛護会などによる維持管理を支援します。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元（2019）年度	基準値 令和2（2020）年度	目標値 令和7（2025）年度
1人当たりの公園面積	12.38㎡/人	12.88㎡/人	13.50㎡/人
改築更新した公園施設の割合 （対象公園施設数87施設）	—	11.5% （10施設）	100% （87施設）
公募設置管理制度（Park-PFI）を導入した都市公園整備	—	—	1箇所
ガーデニング講習会年間参加者数	700人	206人	800人
公園・街路樹愛護会数	71団体	70団体	72団体

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	都市公園	都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が設置、管理する公園又は緑地。
※2	オープンスペース	都市の環境維持に必要な水辺地などを含む緑地。
※3	公募設置管理制度 (Park-P F I)	都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として、新たに設けられた公募による事業者選定制度。

第4章 都市基盤		第6節 河川	
<b>現状と課題</b>			
<p>近年、台風やゲリラ豪雨などによる風水害が頻発化、激甚化しており、それらの浸水対策の強化が求められています。また、国や県と一体となった河川の流域全体での治水対策が検討されている中、本市においても、雨水の流出抑制などを講じていく必要があります。</p> <p>河川や水路においては、繁茂した樹木や堆積した土砂などが流れを阻害する要因となっています。また、中小の河川の一部には、良好な環境が保たれていない箇所があり、地域と一体となった活動に取り組む必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>河川の流域全体で治水対策を進める「流域治水」の観点から、河川管理者が実施する治水事業に加え、雨水を管理する関係機関や市民、事業者などが連携しながら、中長期にわたり、ハード・ソフト両面での浸水対策に取り組みます。</p> <p>また、住民の河川愛護活動など、地域と一体となった河川環境の保全などを進めるとともに、渡良瀬川の河川敷を活用した快適で潤いのある水辺空間を創出します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 治水対策 	1 河川の改修	国や県と連携しながら、主要な河川や水路を計画的に改修します。	
	2 適切な維持管理	国や県、地域と連携しながら、河川や水路内の樹木や堆積土砂を撤去するなど、適切な維持管理を行います。	
	3 雨水対策計画の策定	中長期にわたる総合的かつ体系的な雨水対策計画を策定します。	
	4 雨水流出抑制の対策	流域治水の観点から、雨水の流出を抑制するための適切な調整と指導を行うとともに、雨水の貯留、浸透施設の設置を促進します。	
2 河川環境の保全と水辺空間の活用   	1 河川環境の保全	河川を適切に維持管理するとともに、河川美化の啓発活動や河川愛護活動の支援を行います。	
	2 水路の整備	生活環境を改善するための水路を整備します。	
	3 水質保全と浄化	河川水質の保全や浄化のため、下水道への接続や合併処理浄化槽※2の設置を促進します。	
	4 良好な水辺空間の創出	渡良瀬川本町緑地周辺において、河川空間をオープン化※1し、国と適切に連携しながら、民間活力を導入した快適で潤いのある水辺空間を創出します。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
一般排水路等整備率	41.7%	41.7%	42.0%
河川愛護会数	50団体	51団体	52団体
河川空間のオープン化	—	—	1箇所

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	河川空間のオープン化	都市および地方の再生などに資することを目的として、河川敷をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用するため、営業活動を行う民間事業者による河川敷の利用を可能とする制度。
※2	合併処理浄化槽	台所、風呂からの生活雑排水や、トイレからのし尿を一緒に処理するための施設。

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画 (令和4(2022)年度—令和7(2025)年度)

第4章 都市基盤		第7節 住宅	
<b>現状と課題</b>			
<p>少子高齢化の進行に伴い、高齢者夫婦や高齢単身世帯が増加しています。今後も、この傾向が続くと予想される中で、いかに若者世代を定住させるかが課題となっています。</p> <p>危険な空家などの増加は、防災、衛生、景観などの市民生活に深刻な影響を及ぼしています。一方で、優良な空家などについては、移住や定住の促進、危険な空家などの発生抑制を図るため、利活用の促進が望まれています。</p> <p>本市の市営住宅については、その多くが昭和56(1981)年以前に建設され、築後40年が経過していることから、将来的に必要となる管理戸数を確保するための改修や建替えが求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>人口減少対策として、若い子育て世帯を中心とした転入促進や転出抑制の方策を講じます。</p> <p>危険な空家などについては、法律や国の指針(ガイドライン)に基づき、除却などの適切な対応を促進します。また、優良な空家などについては、諸制度を有効に活用するとともに、関係者と連携を図りながら、利活用を促進します。</p> <p>老朽化した市営住宅については、足利市公共施設再編計画及び足利市営住宅等長寿命化計画に基づく整理統合を図るとともに、点検、予防保全的な修繕や耐久性向上のための改善を行いながら、将来的に必要となる管理戸数の確保に努めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 住宅地の供給 	1 住宅地の開発と分譲	未利用市有地については、民間活力などを導入しながら、低廉で良質な住宅地として供給します。	
	2 空家対策 	1 適切に管理が行われていない危険な空家などの対応	適切に管理が行われていない危険な空家などについては、法律や国の指針(ガイドライン)に基づき、除却などの適切な対応を促進します。
2 優良な空家などの利活用の促進		優良な空家などについては、諸制度を有効に活用するとともに、地域や不動産事業者などと連携を図りながら、利活用を促進します。	
3 民間住宅耐震改修などへの支援 	1 住宅耐震改修などの支援	昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準の木造住宅については、耐震診断、改修や建替えの支援を行います。	
4 市営住宅の管理  	1 市営住宅の整理統合と長寿命化	将来的に必要となる管理戸数や耐用年数を勘案しながら、住宅の整理統合を図るとともに、点検、予防保全的な修繕や耐久性向上のための改善を行います。	
	2 居住の安定確保が必要な世帯の対応	高齢者や障がい者、子育て世帯が安心して暮らすことができるように、住戸のバリアフリー化や子育て世帯向け住戸の確保を行います。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
特定空家等※1累計解体件数	40件	77件	128件
市営住宅管理戸数	2,190戸	2,190戸	2,086戸

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	特定空家等	適切な管理が行われず、保安、衛生、景観、環境のために放置することが不適切であると認められる空家など。



第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）

第4章 都市基盤		第8節 上下水道	
<b>現状と課題</b>			
<p>人口減少に伴う収益の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増加、災害に備えた施設の耐震化など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。</p> <p>将来にわたって安定したサービスの提供を継続していくためには、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略に基づき、持続可能な経営に向けた取組が求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>市民生活や企業活動などを支える水道水の安定供給と、快適な生活環境を保全する適切な下水処理を持続していくために、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。</p> <p>経営戦略に基づく取組の進捗と成果を評価し検証することで、より質の高い経営戦略となるよう見直しを行いながら、計画的・効率的な事業運営と施設整備を進めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 持続可能な経営 	1 経営の見える化の推進	中長期の財政収支見直しによる効率的な経営を行うとともに、投資・財政計画など実績との乖離やその要因を経営比較分析表などを活用して分析することで、経営戦略の見直しを行います。	
	2 健全で安定した経営の確保 	財源の確保や、経費の縮減を進めるとともに、広域連携や官民連携など、より効率的かつ効果的な経営の方策について検討を進めます。	
2 良質な水道水の安定供給 	1 安全な水道水の供給	水源から給水栓に至るまでの水質管理を徹底し、安全で美味しい水道水を供給します。	
	2 水道施設の更新や耐震化 	水道施設の重要度を踏まえ、老朽化した施設・設備の更新を計画的に行うとともに、施設の耐震化を進めます。	
3 工業用水の安定供給 	1 工業用水道施設の更新 	工業用水道施設の重要度を踏まえ、老朽化した施設・設備の更新を計画的に行います。	
4 適切な下水処理の機能保持 	1 下水処理施設の共同化	下水処理施設を統合し、維持管理の効率化を進めるとともに、経費の削減を行います。	
	2 下水道施設の改築更新	下水道施設のマネジメントサイクルを確立し、長寿命化や耐震化を計画的に進めます。	
	3 トイレ水洗化（下水道接続）の促進 	各種助成制度の充実や普及啓発などにより、下水道への接続を促進します。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
浄水場の耐震化施設数	—	—	2施設
下水処理施設数	4施設	3施設	2施設
下水道管きよの改築延長	21,064m	23,824m	37,824m



## **Ⅱ 基本計画**

### **第3部 分野別計画**

## **第5章 環境・安全**

---

**第1節 地球環境**

**第2節 環境衛生**

**第3節 地域防災・危機管理**

**第4節 消防・救急**

**第5節 交通安全・防犯**

**第6節 消費生活**

第5章 環境・安全		第1節 地球環境	
<b>現状と課題</b>			
<p>地球温暖化の影響による猛暑日の増加や異常気象の頻発などは、我々の生活や経済活動に影響を及ぼしており、国際課題となっています。こうした中、「パリ協定※1」の採択や「2050年カーボンニュートラル宣言※2」など、地球温暖化防止への取組が加速しています。さらには国連によるSDGsの採択により、世界が一丸となって国際課題に取り組み、持続可能な開発を目指すこととされています。</p> <p>また、本市は豊かな自然や多様な動植物に恵まれており、これらを後世に守り継ぐ責務があります。一方で、近年、外来種の増加により大切な自然や景観が失われつつあり、早急な対処が必要です。</p> <p>公害については、環境意識の高まりと生活様式の多様化に伴い、多種多様な課題が発生しており、慎重に対処していく必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>地球温暖化を防止するため、SDGsの理念のもと、環境負荷の少ないライフスタイルを普及啓発して脱炭素社会の構築を目指すとともに、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギー化の推進を行うことで、より一層の温室効果ガスの削減に取り組みます。</p> <p>かけがえのない自然や多様な生物の保全のため、自然保護意識の啓発を進めるとともに、市民と行政が一体となって環境保全に取り組みます。</p> <p>また、市民の健康で安全な生活を守るため、騒音、悪臭をはじめとする典型7公害などの調査、指導を行い、公害の防止に取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 地球温暖化対策の推進	1 脱炭素社会の推進	市民や事業者に対しスマートムーブ※3、省資源、食品ロス削減など、環境負荷の少ないライフスタイルや取組を普及啓発し、SDGsの理念も踏まえ、脱炭素社会の構築を目指します。	
	2 再生可能エネルギーの推進	エネルギーの地産地消に向けて、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。	
	3 省エネルギーの推進	省エネルギー機器導入支援や節電の呼びかけなど、省エネルギーの普及啓発を進めます。	
2 自然環境の保全	1 環境配慮対策の推進	自然環境に影響を与える行為を行う場合は、環境基本計画に沿ったものとし、地域の特性や自然環境の保全に配慮するよう推進します。	
	2 自然環境と生物多様性の適切な保全	森林や河川、緑地などの自然を保全するとともに、多様な生物が生息できる環境を保全するため、市民と行政が一体となって取り組みます。	
	3 自然保護意識の啓発	環境レポーター活動や環境観察会などへの参加を通して、自然保護意識を醸成します。	
	4 地域活動への支援	自主的な地域活動を支援するため、情報の提供、技術の供与、リーダー人材の育成により、ネットワークづくりにつなげます。	




3 公害防止	1 典型7公害などの未然防止策の推進	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)などの調査、指導を行います。また、工場などの新增設時に事前協議を行い、指導や助言などにより未然に公害を防止します。
	2 発生源への対策	公害苦情を迅速かつ適切に処理するため、発生源への指導、監視を行います。また、再発防止のため、調査および巡回を行うとともに発生源が自主的な監視体制をとるよう促します。



指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
温室効果ガスの年間排出量	—	平成30(2018)年度 917千t-CO <sub>2</sub>	令和5(2023)年度 795千t-CO <sub>2</sub>
環境観察会年間参加者数	280人	0人	300人
公害苦情年間件数	42件	34件	30件

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策に関する新しい国際的な取り決め。2015年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)において合意された。世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて1.5℃に抑え、今世紀後半には温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることなどを掲げる。
※2	2050年カーボンニュートラル宣言	日本政府による、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロ(カーボンニュートラル)にし、脱炭素社会の実現を目指す宣言。カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引き、排出量を実質的にゼロにする概念。
※3	スマートムーブ	日々の移動において、電車、バスなどの公共交通機関や自転車、徒歩などのエコな移動手段を選んだり、自動車の使い方を工夫したりすることで、CO <sub>2</sub> 排出量の削減を目指す取組。

第5章 環境・安全		第2節 環境衛生	
<b>現状と課題</b>			
<p>限りある資源やエネルギーを大量に消費した結果、大量のごみの発生、資源の枯渇など、様々な問題に直面しています。本市の1人1日当たりのごみ排出量は、県内平均を大きく上回り、早急な減量化が必要です。</p> <p>また、老朽化したごみ処理施設と斎場の建替えが課題となっています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>環境への負荷が少ないまちづくりを目指すために、限りある資源を有効に利用し、循環型社会の実現に取り組みます。</p> <p>ごみについては、発生抑制と減量化、分別と資源化を図り、適正な処理を進めます。また、新たなごみ処理施設は、余熱の有効活用など、エネルギー循環に配慮しながら、計画的に整備します。</p> <p>し尿と生活排水については、公衆衛生の向上と公共水域の水質保全のため、適正な処理に取り組みます。</p> <p>斎場については、将来の火葬需要に対応できる能力と機能を備えた施設を計画的に整備し、適正な管理運営を図ります。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
<b>1 循環型社会の実現</b>  	1 循環型社会の仕組みづくり	資源をその性質に応じて有効活用するため、3Rプラス1※1の普及啓発をはじめとした事業を推進し、環境負荷の少ない社会の形成を目指します。	
	2 ごみの発生抑制と減量化の徹底	市民、事業者、行政が連携、協働した取組により、家庭系ごみ、事業系ごみの発生を抑制し、ごみの減量化を図ります。	
	3 ごみの分別と資源化の徹底	市民や事業者に、ごみの分別、出し方などの周知、浸透を図り、分別の徹底、資源化を進めます。	
	4 ごみの適正処理の推進	ごみステーションの適正管理や不法投棄の防止に努め、まちの美化に取り組みます。	
	5 計画的なごみ処理施設整備	循環型社会や災害対策などに対応した施設を計画的に整備するとともに、発電を行うなど、余熱の有効活用を進めます。	
<b>2 適正な生活排水処理の推進</b>  	1 下水道への接続の促進	各種助成制度の充実や普及啓発などにより、下水道への接続を促進します。	
	2 合併処理浄化槽の設置促進	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などに対する助成制度や普及啓発の実施により、合併処理浄化槽の設置を促進します。	
	3 し尿の効率的な収集運搬と処理施設の適正な維持管理	し尿の収集運搬を適切に行い、長寿命化計画に基づいた施設管理に努めます。	
<b>3 斎場の施設整備、運営</b>  	1 計画的な施設整備	将来の火葬需要に対応できる能力と機能を備え、災害時の運転にも配慮した施設を計画的に整備します。	
	2 施設の適正な管理、運営	プライバシーや環境に配慮した施設にふさわしい維持管理と安定的な運営を行います。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
ごみの年間総排出量	57,960トン	57,194トン	52,394トン
1人1日当たりの燃やせるごみ排出量	911 g	914 g	843 g
生活排水処理人口普及率※2	89.2%	89.9%	93.0%



#### 注 釈


No.	語 句	意 味
※1	3Rプラス1	Reduce(リデュース/ごみの発生抑制)、Reuse(リユース/再使用)、Recycle(リサイクル/再生利用・再資源化)の3Rに、Repair(リペア/修理)、Refuse(リフューズ/断る)など、市民一人ひとりが自分に合った行動を自由にプラスする取組。
※2	生活排水処理人口普及率	総人口に占める生活排水処理人口(下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設で処理可能な人口)の割合。

第5章 環境・安全		第3節 地域防災・危機管理	
<b>現状と課題</b>			
<p>毎年、各地で大規模な災害が発生しており、本市においても、令和元年東日本台風により甚大な被害を被ったほか、令和3（2021）年には西宮林野火災が発生し、市民の防災に対する意識が高まっています。</p> <p>甚大化、頻発化している風水害や今後発生が予想される大地震その他の災害などに備え、地域防災力の向上と市の危機管理体制強化に取り組む必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>大規模自然災害などから市民の生命・財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識の高揚や自主防災会の育成を図るなど、地域防災力の向上に取り組みます。</p> <p>また、多様な情報収集・発信手段の確保や、避難所の対策を推進するとともに、国や県、民間事業者との連携強化を図るなど、市の危機管理体制強化に取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 地域防災力の向上	1 防災意識の高揚、事前防災の促進	各種広報媒体や出前講座などにより、地震に備えた家具転倒防止措置、風水害に備えた避難経路などの確認、非常用物資の備蓄など、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。	
	2 自主防災会の育成	全自主防災会において、大規模災害発生時にも地域住民による助け合いが円滑に行えるようにするため、地区防災計画の策定、防災訓練の促進、防災リーダーの育成など、自主防災会の育成、充実を推進します。	
	3 要配慮者利用施設の防災力向上	大規模な災害発生時に迅速かつ的確に防災活動が行えるよう、要配慮者施設における防災計画の作成、防災教育、防災訓練、物資の備蓄などを促進します。	
	4 要配慮者支援	災害発生時に特に支援が必要な高齢者や障がい者、外国人などの安全を確保するため、共助による支援体制の整備を促進します。	
2 危機管理体制の強化	1 防災情報収集、情報発信体制の強化	災害情報の収集や避難情報などの発信を的確に行えるようにするため、多様な情報収集、情報発信手段を確保します。また、国や県の関係機関との連携強化を推進するとともに、自主防災会における連絡体制の整備を促進します。	
	2 避難所対策	避難所に必要な物資、資機材などの整備を進めるとともに、避難所開設のための訓練を実施し、マニュアルなどの充実を図ります。また、避難場所としての民間施設の活用を推進します。	
	3 災害時応援協定などによる協力体制の充実	非常用物資の調達、避難場所の充実、緊急輸送体制の整備、ライフラインの迅速な復旧などのため、民間事業者などとの災害時応援協定などによる協力体制を充実させます。	
	4 業務継続体制などの整備	耐震性が不足する市役所庁舎の建替えについて検討を進めるなど、大規模災害時における業務継続体制の充実を図るとともに、他自治体などからの応援を円滑かつ効果的に受け入れられる体制を整備します。	



指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
地区防災計画策定自主防災会数	—	—	20団体
防災リーダー認定者数	1,961人	1,961人	2,160人

第5章 環境・安全		第4節 消防・救急	
<b>現状と課題</b>			
<p>東日本大震災以降、熊本地震、北海道胆振東部地震などの大規模な地震の発生、令和元年東日本台風、令和3年西宮林野火災の発生など、今まで想定していなかった規模の災害が発生しています。これらの災害などに対応していくため、消防車両、資機材などの計画的な更新や消防水利※1の充実、消防団員の確保、消防職員の教育訓練など、消防体制の充実・強化が必要になっています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>複雑・多様化する災害に備え、消防庁舎を防災拠点とし、専門的な知識・技術の習得に努め、人材育成を図り、消防車両の計画的な更新、各種資機材の整備、消防水利の確保など、消防体制を充実・強化するとともに、近隣消防機関との連携・協力体制の強化を図ります。 また、市民や事業者と連携し、防火意識の高揚を図り、危険物の保安対策を推進します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 消防力の充実、強化  	1 消防組織・体制の充実	消防庁舎を防災拠点とし、複雑・多様化する災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防力強化に努めるとともに、消防職員の各種教育訓練を実施し、災害対応体制のより一層の充実・強化を図ります。	
	2 消防団の充実	消防団員を確保し、消防団車両、資機材、設備の充実を図るとともに、団員教育、訓練を継続的に実施し、知識・技術の向上を図ります。	
	3 消防車両、資機材の整備	老朽化が著しい消防車両や資機材を計画的に更新し、消防力の強化を図ります。	
	4 消防通信体制の充実	高機能通信指令システムを活用し、火災などの災害発生時に効率的で迅速な情報収集を行うとともに、市民に対する情報伝達体制の充実を図ります。また、消防指令業務の広域化について検討を進めます。	
2 火災予防対策の推進  	1 防火意識の高揚	各種防火団体の育成指導を充実させ、地域住民、事業者などと連携し、広く市民の防火意識を高めるとともに、「放火されない環境づくり」に取り組みます。	
	2 住宅防火対策の充実	一般家庭の住宅防火指導を実施するとともに、住宅用火災警報器や防災品などの普及を促進します。	
	3 防火対象物の防火管理体制の確立	高齢者や障がい者などが利用する福祉施設への査察を重点的に行い、防火安全対策の充実・強化を図ります。	
	4 危険物事故対策の充実	危険物施設における火災、漏えい事故などを防止するため、保安管理体制の充実・強化を促進し、安全対策の指導を進めます。	
	5 予防業務の充実強化	消防法令違反対象物への是正指導を行うため、専門職員の育成を進めるとともに、迅速に違反処理を実施できる体制を確立します。	

3 救急救助体制の充 実、強化  	1 応急手当の充実	資器材の整備を進めるとともにAED(自動体外式除細動器)の取扱いも含めた講習会を実施し、応急手当の普及啓発を促進します。
	2 高度救急業務の充実	高度救命処置用資器材の整備を進めるとともに、ドクターヘリ、ドクターカーとの連携強化など、医療機関との協力体制を充実させます。
	3 救急技術の向上	救急救命士の養成を進めるとともに、救急隊員の教育訓練を充実させ、救急技術と資質の向上を図ります。
	4 救助業務体制の充実、強化	多様化する災害に対し安全確実な活動をするため、資器材の整備と各種訓練を積み重ね、現場に即応できる人材の育成と体制を確立し、救助業務の充実・強化を図ります。

### 指 標

指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
消防防災情報メール登録者数	12,509人	13,422人	18,000人
住宅用火災警報器の設置率(世帯数)	74% (46,012世帯)	74% (46,012世帯)	85% (52,800世帯)
心肺停止傷病者に対して市民による心肺蘇生の実施率	38.6%	28.4%	40.0%

### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	消防水利	消火栓や防火水槽、プール、河川など、消防活動に必要な水利施設。

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画 (令和4(2022)年度—令和7(2025)年度)

第5章 環境・安全		第5節 交通安全・防犯		
<b>現状と課題</b>				
<p>近年、交通事故による死傷者数は低水準で推移しています。また、刑法犯認知総件数も、減少を続けており、これまでに実施してきた対策は一定の効果があったものと考えられます。</p> <p>しかし、今後も安全で安心して暮らせる市民生活を実現するためには、関係機関・団体と連携した取組を継続していく必要があります。</p>				
<b>基本方針</b>				
<p>交通の安全を確保するため、関係機関・団体と連携した交通安全活動や交通安全教育を展開し、交通安全思想の普及啓発を進めるとともに、生活道路や通学路の安全対策に取り組みます。</p> <p>地域の安全・安心を確保するため、関係機関・団体と連携し、市民の防犯意識を高めるとともに、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。</p>				
<b>施策の展開</b>				
施策	単位施策	施策の概要		
<b>1 協働による活動の推進</b>  	1 関係機関・団体との連携	警察、防犯協会などの関係機関や、交通安全や防犯を目的とする団体と協力・連携し、地域の実情に即した身近な交通安全活動、防犯活動を推進します。		
	<b>2 交通安全、防犯意識の高揚</b>  	1 交通安全運動の推進	交通安全市民総ぐるみ運動などにより、交通安全思想の普及啓発を進めます。	
		2 交通安全教育の推進	交通指導員による交通指導や、幼児、高齢者などの対象者に応じた参加型、体験型、実践型の交通安全教育を推進します。	
<b>3 環境の整備</b>  	3 防犯意識の啓発	広報紙などで情報提供を行うとともに、防犯教育など、様々な機会を捉えて、各年代に合わせた防犯意識の啓発を行います。		
	<b>1 生活道路の交通安全対策</b> <b>2 通学路の交通安全対策</b> <b>3 交通安全施設の整備</b> <b>4 放置自転車対策</b>	1 生活道路の交通安全対策	子ども、高齢者などが安心して通行できる歩行空間を確保するため、関係機関と連携し、環境整備を進めます。	
		2 通学路の交通安全対策	「足利市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携し、合同点検の実施など、通学路の安全対策に取り組みます。	
		3 交通安全施設の整備	市民の要望、意見を反映させた交通安全施設の新設などを行うほか、老朽化により、効用が損なわれないよう適切な管理を行います。	
		4 放置自転車対策	市街地や駅周辺における放置自転車禁止の広報、啓発を行い、駐輪場の利用を促進するほか、放置自転車の撤去などの対策を進めます。	
5 犯罪の起こりにくい環境整備	犯罪などの誘因となる有害環境を浄化するとともに、防犯カメラの設置やドライブレコーダーの普及・活用など、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。			
<b>指 標</b>				
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度	
人口1万人当たりの人身交通事故件数県内市別順位	11位/14市	9位/14市	5位以内/14市	

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4（2022）年度－令和7（2025）年度）

第5章 環境・安全		第6節 消費生活	
<b>現状と課題</b>			
<p>消費者を取り巻く環境は、経済社会が構造変化し、地域、家庭などのつながりが希薄となる中、デジタル化、キャッシュレス化、グローバル化の進展など、日々変化を続けています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の発生に便乗した悪質商法が増加しているほか、成年年齢の引き下げにより、若年者の消費者被害が増加することも懸念されており、幅広い世代において、消費者教育、消費者啓発の充実・強化に取り組む必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>デジタル社会などに対応した消費者啓発の充実・強化、悪質商法や特殊詐欺への注意喚起、若年層への消費者教育の強化など、様々な課題の解決に向けた取組を行います。</p> <p>また、消費者被害防止のための情報発信や消費生活相談体制の充実・強化により、市民の消費生活における安全・安心の確保に取り組めます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
<b>1 消費者の自立のための支援</b>  	1 消費者教育の充実	学校、地域など様々な場所で、関係機関と連携して出前消費生活講座を開催し、悪質商法や特殊詐欺の手口、対処法などを紹介することで、消費者被害の未然防止に取り組めます。	
	2 社会情勢の変化に対応した的確な相談サポートの実施	複雑な消費者トラブルの解決のため、デジタル社会、キャッシュレス決済などの急速な社会情勢の変化に即応した相談サポートを実施します。	
<b>2 消費者団体への支援</b>  	1 消費者団体との連携の促進	消費社会に大きな役割を果たす消費者団体との連携により、組織的な活動を通じての消費者への情報提供や、効果的な消費者利益の確保に取り組めます。	
	2 消費者団体の自主的な活動への支援	市民の消費生活向上のため、消費者問題の普及活動や事業者との意見交換を促進するなど、消費者団体の自主的な取組への支援を行います。	
<b>3 多様化する消費者被害などの迅速かつ適切な救済</b> 	1 消費生活相談体制の充実・強化	経済のデジタル化や国際化が進展する中、広範な知見が求められる傾向にあるため、相談内容の多様化や高度化に対応できる人材を育成し、相談体制の充実・強化を図ります。	
	2 多様化する消費者の特性に対応するための関係機関との連携推進	行政、消費者団体、事業者などとの連携を推進し、高齢者、若年者、障がい者、在住外国人などの全ての消費者トラブルの防止に取り組めます。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
消費者教育年間受講者数	1,481人	238人	1,700人



## Ⅱ 基本計画

### 第3部 分野別計画

## 第6章 都市経営

---

第1節 市民参画・市民活動




第2節 移住・定住

第3節 行財政運営

第4節 デジタル戦略





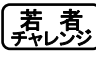
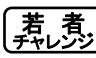

第5節 公共施設マネジメント

第6節 広域行政

第6章 都市経営		第1節 市民参画・市民活動	
<b>現状と課題</b>			
<p>目まぐるしく変わる社会経済情勢や、市民の価値観の多様化により、行政に対するニーズや地域課題も多様化、高度化しており、柔軟できめ細やかな対応が求められています。</p> <p>一方で、行政だけで全ての課題を解決していくことは難しく、市民や地域、企業などの多様な主体と協働して取り組むことが必要です。</p> <p>そのため、的確で透明性の高い行政情報の発信や、様々な意見・意向の把握、きめ細やかな相談体制の充実など、市民が参画できる環境を整備するとともに、市民活動の中心となるリーダーを育成していく必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>様々な媒体を活用して広く市民に行政情報を発信するとともに、広聴活動の充実、情報公開制度の周知を図り、より開かれた市政を目指します。</p> <p>また、市民からの各種相談については、専門相談を充実させ、全庁的に対応します。</p> <p>そして、「まちづくりの主役は市民である」との基本に立ち、まちづくりを支える多様な主体との役割分担のもと、市民の力・地域の力を発揮したまちづくりを目指します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 開かれた市政による市民参画の促進  	1 広報の充実	ホームページやSNS、広報あしかがみ、テレビ、新聞など、それぞれの広報手段の特性を活かし、対象者や内容に応じて、機会を捉えすべての市民に、より有効な方法で情報を発信します。	
	2 広聴の充実	市政懇談会や市長への手紙、パブリック・コメントなど、様々な機会での市民の意見を把握するとともに、専門相談を充実させ、市民の声に適切に対応します。	
	3 情報公開の推進	市政に対する信頼を高めるため、公正で透明性の高い情報公開を推進します。	
	4 市民参画機会の充実	ワークショップの開催や、各種審議会などの委員に公募枠を設けることなどにより、市民参画機会の充実を図ります。	
2 市民の力・地域の力を活かしたまちづくりの推進   	1 地域自治組織の支援	身近な生活の課題解決を地域の人たちと協力して進められるよう、地域自治組織の活動を支援します。	
	2 市民活動支援の充実	市民活動を支援する拠点機能の充実を図り、各種情報の受発信、団体間の交流促進、人材育成などに取り組みます。	
	3 各種団体などの育成・自立支援	地域で抱える社会的課題の解決や、より良い市民生活の実現のため、市民の自主的・主体的なまちづくり活動を支援します。	
	4 市民の力・地域の力の支援	まちづくりで大きな力となる市民や地域の力が、より一層発揮されるよう、まちづくりへの参画や市との協働を積極的に支援します。	



指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
ホームページ累計アクセス数	17,679,268件	22,742,495件	34,528,000件
市民と行政との協働年間事業数	149件	149件	160件

第6章 都市経営		第2節 移住・定住
<b>現状と課題</b>		
<p>本市の人口は、生産年齢人口の減少が顕著であり、少子高齢化が進んでいます。                  そのような中、本市の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるためには、特に生産年齢人口の転出を抑制し、市内外からの本市のまちづくりへ自発的に参加する人々を増やし、熱量を高め、推進力としていくことが求められています。</p>		
<b>基本方針</b>		
<p>市のブランドイメージや認知度を高め、多くの人に選ばれるまちを目指すとともに、市民の本市に対する関心や愛着の醸成を図り、シビックプライド※1を高めめます。                  また、きめ細やかな相談対応や情報発信、その後の継続的なサポートにより、移住・定住の促進を図るとともに、まちに関わりたいという関係人口を増加させることで、持続可能なまちづくりにつなげていきます。</p>		
<b>施策の展開</b>		
施策	単位施策	施策の概要
効果的な情報発信 1 とシビックプライドの醸成  	1 効果的な情報発信とシビックプライドの醸成 	本市の地域資源をまちの魅力として捉え、様々な手法(マスメディア、ホームページ、SNSなど)を活用し、効果的なシティプロモーションを行うとともに、市民のシビックプライドを醸成します。
	2 足利ゆかりの人材との連携 	様々な分野で活躍している足利ゆかりの方たちと連携し、本市の魅力発信とブランドイメージ、認知度の向上に取り組みます。
	3 市のシンボルの活用	シンボルマークやイメージキャラクターなどを活用し、本市の魅力を発信するとともに、愛着の醸成に取り組みます。
2 移住・定住の促進 と関係人口の創出  	1 移住・定住の促進 	本市ならではのライフスタイルを発信し、移住者の増加を目指すとともに、継続的なサポートにより定住を促進します。また、学校卒業や就職の機会を捉えた支援などを行い、若者のU I Jターンを促進します。
	2 関係人口の増加	大学生など、本市の地域活動に関わりたい人々を積極的に受け入れることで、関係人口の増加を図り、まちの活力として地域の活性化に取り組みます。
	3 若者のまちづくり活動への支援 	次の時代の担い手を増やすため、若者の視点やアイデアを活かした事業を実施するとともに、若者によるまちづくり活動の支援を行います。
3 地域資源を活用した地域活性化と持続可能なまちづくり  	1 地域資源を活用した地域の活性化と持続可能なまちづくり	本市にある地域資源を最大限に活用し、民間の力も取り入れることで、地域の活性化を図りながら、持続可能なまちづくりに取り組みます。

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
市公式SNS登録者数	16,352人	19,450人	62,900人
相談事業を経た年間移住者数	32人	41人	66人

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	シビックプライド	市民一人ひとりがまちに抱く誇りや愛着のことで、まちを構成する一員であるという当事者意識を持って自発的にまちづくりに参加することを大切にする考え方。

第6章 都市経営		第3節 行財政運営	
<b>現状と課題</b>			
<p>本市では、昭和60(1985)年に「第1次足利市行政改革大綱」を策定して以来、7次にわたり大綱を策定し、行政改革に取り組んでいます。</p> <p>また、本市の多くの公共施設は、老朽化に伴い、建替えや大規模改修が必要な状況であり、かつてない規模の建設費用が見込まれているため、平成31(2019)年に「大型公共施設更新に向けた財政指針」を策定し、中長期的な財政分析に基づき、持続可能な財政運営に向けた取組を進めています。</p> <p>さらに、Society5.0時代の到来、新しい生活様式への対応のため、行政手続における慣行の見直し、簡素化、オンライン化など、行政の効率化を推進し、市民の利便性を向上させる取組が求められています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>社会経済情勢の変化に対応し、市民の視点に立った質の高い行政サービスを継続して提供するため、行政の効率化を図り、柔軟性のある組織体制を構築しながら、職員の能力を向上させ、持続可能な行政運営を推進します。</p> <p>災害に強いまちづくり、新型コロナウイルス感染症対応、大型公共施設の更新、増大する扶助費など、様々な行政課題に対応するため、歳出の徹底的な見直しや、歳入増に取り組む、持続可能な財政運営を目指します。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 持続可能な行政運営	1 新しい生活様式に対応した行政の効率化	新しい生活様式に対応した行政サービスを提供するため、書面、押印、対面などの慣行の見直しによる規制改革や、デジタル技術を最大限活用し、市民の視点に立った業務改革による行政の効率化を推進します。	
	2 行政課題に柔軟に対応できる組織体制の構築	社会経済情勢や市民ニーズの変化による行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築します。	
	3 職員の能力向上	人事制度や研修制度の見直しを行うとともに、性別に関係なく、全ての職員が能力を發揮できる職場環境の整備に努め、職員の能力を向上させます。	
	4 外郭団体の指導・育成	公共サービスの重要な担い手である外郭団体の持続可能な健全運営や職員の能力向上に向けた指導・育成によって、市民サービスの向上に取り組みます。	
2 持続可能な財政運営	1 財政基盤の強化	ふるさと応援寄付金制度やネーミングライツの活用など、新たな財源の確保を図るとともに、市税、税外収入などの歳入増や受益者負担の原則に基づく使用料の適正化など、自主財源の安定的な確保に努め、財政基盤の強化を図ります。	
	2 歳出の見直し	事務事業の効率的な執行による事業費の縮減を図るとともに、投資的経費や補助金などの適切な水準の確保、人件費の適正化などに取り組みます。	
	3 健全で安定した財政運営	財政状況を示す各種指標へ目標値を設定するほか、市債導入事業の適切な選定による新規発行を抑制するとともに、中長期的な財政収支の見通しを公表し、財政状況の見える化を推進します。	

指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
行政手続における押印廃止率	—	97.0%	99.0%以上
女性管理監督職員の率	21.0%	20.1%	25.0%以上
経常収支比率(普通会計)※1	94.0%	92.7%	95.0%以内
実質公債費比率(3か年平均)※2	7.3%	6.6%	8.0%以内
財政調整基金残高が標準財政規模に占める割合	7.6%	7.6%	5.0%以上

### 注 釈



No.	語 句	意 味
※1	経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費に、市税などの一般財源がどの程度充当されているかの割合を示す。 $\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$
※2	実質公債費比率	借入金などの返済に係る財政負担の程度を示す指標で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、一定基準(早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%)を超える場合、市債発行の制限などの措置が規定されている。 $\text{実質公債費比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{標準財政規模}}$

第6章 都市経営		第4節 デジタル戦略	
<b>現状と課題</b>			
<p>ICTの飛躍的な発展は社会構造に大きな変革をもたらしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやキャッシュレス決済の普及など、デジタル化への時代の要請は加速しています。</p> <p>このような社会構造の変化に対応するため、社会全体をはじめ行政の在り方を、デジタル化を前提としたものに作り変え、新たな生活様式に適應する環境を整えていく必要があります。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>国のデジタル・ガバメント実行計画※1が掲げる「利用者中心の行政サービス改革」として、利用者のニーズから出発し、デジタル技術を活用したサービスの価値を高める施策に取り組みます。各施策の詳細については「足利市デジタル戦略(仮称)」で定め、戦略的に展開することで、課題解決の実効性を高めるものとします。</p> <p>また、人口減少や少子高齢化が進む状況にあっても、より良い行政サービスを提供できるよう、ICTを活用した行政事務のスリム化、効率化に取り組むなど、スマート自治体※2への転換を図ります。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 利用者のニーズに合わせた行政サービス改革  	1 利便性を高める行政サービスの推進	マイナンバーカードなどを活用したオンライン手続きを拡大します。また、キャッシュレス決済の拡大に取り組みます。	
	2 誰にでもやさしい行政サービスの推進	携帯端末を活用するための講座の開催や、公衆無線LAN整備の拡充など、市民満足度の向上に取り組みます。	
2 住みやすいまちづくりの推進  	1 必要な情報発信による生活支援	SNS(LINEなど)を活用し、利用者の必要な情報がいつでも、どこでも手に入れられる仕組みを構築します。	
	2 行政保有データの利活用促進	行政保有データを二次利用できる形式で公開することで、営利、非営利を問わず利活用を促進します。	
3 業務をスリム化・効率化する行政改革  	1 デジタル・ワークスタイルへの転換	ペーパーレス会議やテレワークを推進し、オープンオフィス※3化など、多様なワークスタイルを創出します。	
	2 行政事務におけるデジタル化の推進 	AI-OCR※4、RPA※5など、先進的なデジタル技術を活用して、行政事務の効率化を促進します。	
4 ICT化による基盤整備  	1 ICT化政策に精通した職員の確保及び育成	専門的知識を持つ職員の配置を推進するとともに、研修などにより人材育成に取り組みます。	
	2 情報セキュリティ対策の徹底	サイバー攻撃によるネットワークへの不正侵入、ウイルス感染や情報漏えいの防止、個人情報保護などの対策に取り組みます。	

指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
A I - O C R、R P Aの累計導入事業数	-	16件	26件
スマートフォン教室年間受講者数	-	-	90人
足利市L I N E公式アカウント登録数	-	-	30,000人

#### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	デジタル・ガバメント実行計画	デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、国が抱える社会問題の解決や経済成長を実現するための計画。
※2	スマート自治体	A I - O C RやR P Aのようなソフトウェアロボットの技術を駆使して、定型的な業務を自動化することで、効率的なサービス提供を可能とした自治体。
※3	オープンオフィス	大勢の職員が机を並べて働く広いオフィス。複数の部署が同居することでコミュニケーションの活性化が期待できる。
※4	A I - O C R	人工知能を文字認識の技術に活用し、手書き書類の文字を高精度にデータ化する技術。
※5	R P A	パソコン上で行う定型的な作業を、人間の代わりに実行するソフトウェア。Robotic Process Automation の略。

第6章 都市経営		第5節 公共施設マネジメント	
<b>現状と課題</b>			
<p>公共施設の老朽化が進行し、大規模改修や更新が必要な時期を迎えています。                  しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴い、全ての公共施設をこれまでと同様に維持していくことは現実的に困難な状況です。                  そのため、施設総量の適正化や適正配置を進めるとともに、真に必要で市民のニーズに応える利便性の高い公共施設を将来世代に残していく必要があります。また、公共施設再編により低未利用となった施設などの有効活用が課題となっています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>市民が安心して暮らすことができ、快適な生活環境が実現できるよう、地域の将来像を見据えた公共施設などの適正な配置や規模を目指します。                  また、公有財産の活用にあたっては、民間事業者のノウハウを積極的に取り入れることで、市民サービスの向上や管理運営の効率化、低未利用地などの有効活用による新たなにぎわいの創出など、多様な公民連携に取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 施設総量の適正化と適正配置の推進  	1 各種計画に基づく公共施設の再編	公共施設等総合管理計画や再編計画など、各種計画に基づき、施設総量の適正化と適正配置を進めます。	
	2 公共施設マネジメント意識の醸成	公共施設の再編を進めるうえで重要となる課題解決に向けた共通認識を醸成するため、市民への出前講座や職員研修などを実施します。	
2 施設の長寿命化と効率的な管理運営の推進   	1 個別施設計画に基づく長寿命化の推進	計画的な修繕・改修などの長寿命化を推進することにより、安全・安心な施設の維持と、財政負担の平準化やライフサイクルコスト※1の低減を図ります。	
	2 法定点検、日常点検の実施	老朽化に伴う機能の損失を未然に防ぐため、法定点検や日常的な点検を行うことで、建物や設備の機能維持を図ります。	
	3 効率的な維持管理、運営方法の導入	包括的な維持管理業務の委託や、施設運営などにおける民間活力の導入など、効率的な手法を取り入れ、市民サービスの向上に努めます。	
3 公民連携による公有財産の有効活用の推進  	1 庁内体制の整備	公民連携に関する基本方針や、PPP/PFI優先的検討規程※2の策定など、積極的に推進するための庁内体制の整備を進めます。	
	2 民間事業者との対話	効果的な公民連携を実現するためにサウンディング型市場調査※3の実施など、民間事業者との対話を推進します。	
	3 社会実験、実証実験の実施	民間事業者などによるアイデアの事業化に向けて、実際の環境で検証を行うトライアル・サウンディング※4などの実証実験に取り組みます。	
	4 廃止した公共施設などの有効活用	廃止した公共施設やその跡地について、積極的に民間活力を導入し、商業・観光施設などへ用途の転換を図り、地域振興につなげていきます。	



指 標			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
足利市公共施設再編計画に基づく供用廃止施設の累計延床面積	—	3,017.41㎡	27,500.00㎡
個別施設計画の累計策定数	12件	15件	20件
サウンディング及びトライアル・サウンディングの年間実施回数	—	1件	3件
廃止した公共施設及びその跡地の有効活用・処分累計件数	1件	2件	12件

### 注 釈

No.	語 句	意 味
※1	ライフサイクルコスト	建物や構造物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。設計、建設、運営、修繕、改修、解体などの費用を合計したもの。
※2	PPP/PFI優先的検討規程	公共施設の整備方針などを検討するにあたって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設の整備などを行う従来型手法に優先して検討する仕組みを規定するもの。
※3	サウンディング型市場調査	事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキームなどに関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握などを行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。
※4	トライアル・サウンディング	公共施設などの暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用させる制度。市は民間事業者の集客力、信用などを、民間事業者は使い勝手、採算性などを確認できる。

第8次足利市総合計画 前期基本計画 分野別計画（令和4（2022）年度－令和7（2025）年度）

第6章 都市経営		第6節 広域行政	
<b>現状と課題</b>			
<p>交通・情報通信手段の発達により、市民の活動範囲は行政区域を越えて広域化しており、広域的な交通体系の整備や公共施設の相互利用など、行政区域の垣根を超えた取組が求められています。</p> <p>自治体においても、人口減少社会における限られた財源や経営資源の中で、地域の個性を発揮し、持続的・効率的な行政サービスを提供するためには、自治体間で協力・連携した取組が必要になっています。</p>			
<b>基本方針</b>			
<p>栃木県、群馬県にまたがる両毛地域を中心に連携を図りながら、交通体系の整備、防災、観光の推進など、共通の行政課題や地域活性化のための施策に取り組みます。</p>			
<b>施策の展開</b>			
施策	単位施策	施策の概要	
1 広域行政の推進	1 救急医療の確保	両毛地域における救急医療のさらなる充実に向けて、広域で連携を図りながら調査研究に取り組みます。	
	2 職員の能力の向上	両毛地域における職員の共同研修や職場間における研究会などを推進し、職員の能力の向上に取り組みます。	
	3 広域観光の推進	地域の特色と強みを活かし、広域連携をすることで、効率的かつ効果的に観光PR、イベント、キャンペーンなどの広域事業を展開していきます。	
	4 両毛地域の連携	両毛地区市長会や議長会などにより、市民生活の安全、広域防災、両毛地区都市の均衡ある発展などに取り組みます。	
	5 両毛広域都市圏の連携	両毛広域都市圏総合整備推進協議会※1により、交流イベントの開催、公共施設の相互利用、圏域のPRなどを連携して進めます。	
	6 鉄道関連の連携	両毛地域東武鉄道沿線活性化協議会※2などにより、鉄道沿線地域で連携を深め、鉄道の利便性向上と地域の活性化に取り組みます。	
	7 広域連携についての調査研究	広域連携として必要な施策、課題について調査研究を進めます。	
<b>指 標</b>			
指 標 名	参考値 令和元(2019)年度	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
両毛広域都市圏公共施設の相互利用者数	—	令和元(2019)年度 223,819人	令和6(2024)年度 300,000人
両毛交流イベントの参加者数	1,911人	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	2,500人

注 釈

No.	語 句	意 味
※1	両毛広域都市圏総合整備推進協議会	平成4(1992)年に栃木県、群馬県及び構成市町(6市5町)の緊密な連携を図り、両毛地域における広域的な都市圏整備を推進することを目的に設置された協議会。
※2	両毛地域東武鉄道沿線活性化協議会	昭和63(1988)年に両毛地域と東武鉄道が相互に協力して、沿線の開発を推進することを目的に設立された協議会。その後、平成17(2005)年に目的を相互連携及び両毛地域の活性化の推進とし、現在の名称に変更。